

住宅確保要配慮者に対する区の支援について

〈住宅確保要配慮者に対する区の居住支援〉

○区営住宅

区分	内容	対象者
抽選確率の優遇	一般に比べ3倍になるよう優遇	以下の認定を受け、手帳等の交付を受けている方 ・身体障害者手帳 1 級～4 級 ・愛の手帳 1 度～3 度 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級～2 級 ・障害者福祉サービス受給者証
優先入居住戸※	10 戸確保	

※優先入居した住宅に空室が生じた場合に公募により優先入居の申込受付を行っている。

○区民住宅

区分	内容	対象者
抽選確率の優遇	一般に比べ3倍になるよう優遇	以下の認定を受け、手帳等の交付を受けている方 ・身体障害者手帳 1 級～4 級 ・愛の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害者福祉サービス受給者証

○居住安定支援家賃助成

区分	内容	対象者
家賃助成	月額5万円まで	区内に2年以上居住し、住民登録があり、立ち退きや、やむを得ない事由による所得の減少などにより居住が困難な以下の方 ・身体障害者手帳4級以上 ・愛の手帳4度以上 ・精神障害者保健福祉手帳3級以上
転居一時金助成	礼金、仲介手数料の合算額 (家賃基準額の3か月分まで)	
契約更新助成	契約更新料の額 (家賃基準額の1か月分まで)	
火災保険料助成	加入保険の保険料相当額 (年額 7,500 円まで)	

○高齢者等住み替え相談

不動産関係団体などと連携して、住宅セーフティネット法に基づき居住支援協議会(事務局:保健福祉部)を平成28年7月に設置。住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人双方に対して必要な支援策を検討するほか、関係機関との情報共有を図っている。

【参考】

〈セーフティネット住宅について〉

○セーフティネット住宅とは

- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した住宅。
 - ※集合住宅については、住戸単位での登録が可能
 - ※入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲については大家が限定することが可能
- ・住宅確保要配慮者以外も入居可能

○セーフティネット住宅の登録

- ・大家が(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターへ申請を行い登録。
- ・区内の登録住宅は231戸。

○セーフティネット住宅の主な登録基準

- ①耐震性を有すること
- ②住戸の床面積が原則25㎡以上であること
- ③家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないこと
 - ※国の補助を受けた場合は、公営住宅相当の家賃水準以下に設定

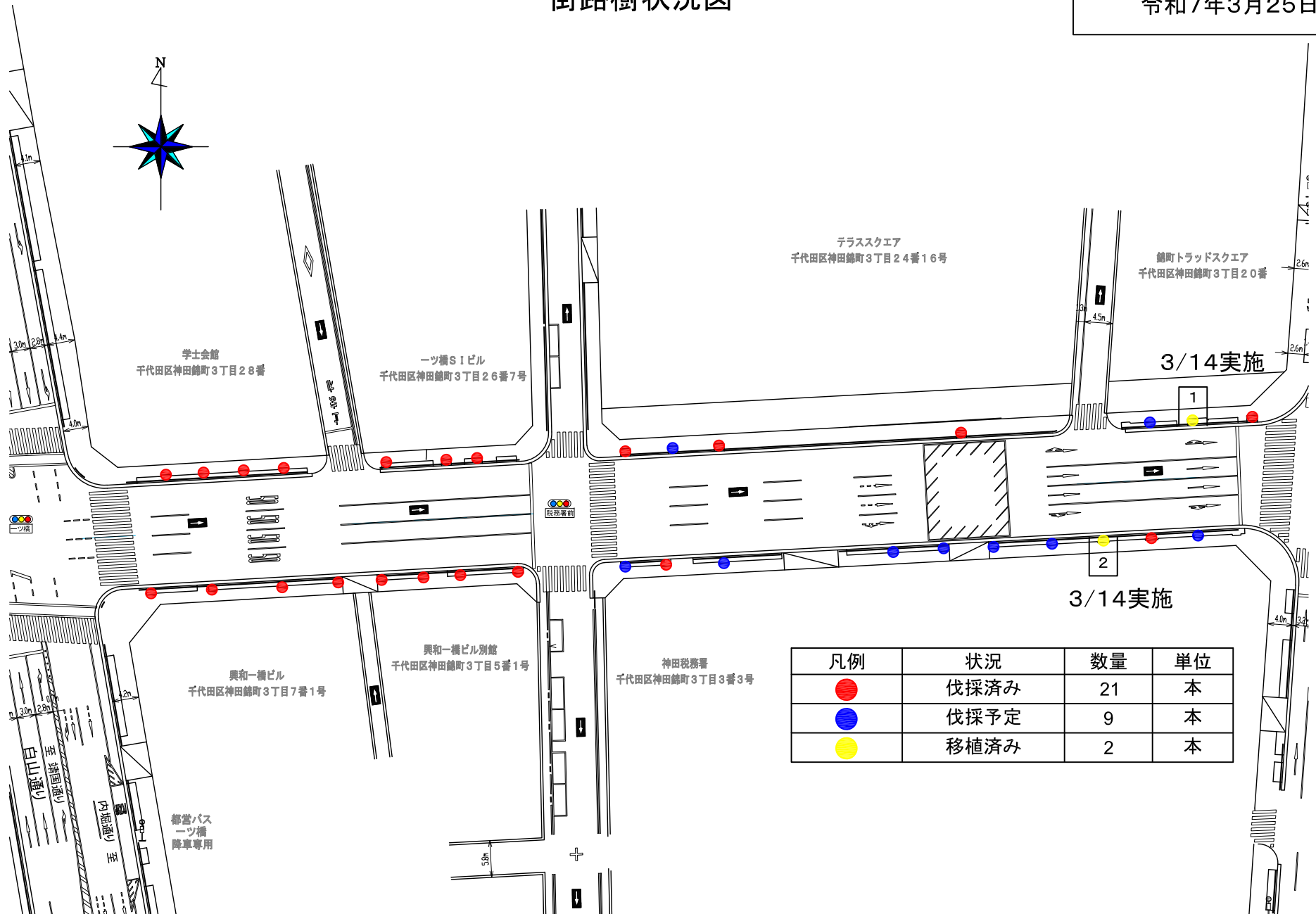
〈改正セーフティネット住宅法の施行〉

○令和7年秋に改正セーフティネット法が施行される予定

- ①大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備
 - ・賃貸契約が相続されない仕組み(終身建物質貸借)の推進
 - ・残置物処理に困らない仕組みの普及
 - ・家賃の滞納に困らない仕組みの創設
- ②居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進
 - ・日常の安否確認、見守り
 - ・生活、心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ
- ③地域における総合的包括的な居住支援体制の整備を促進
 - ・住宅施策と福祉施策の連携
 - ・住まいに関する相談窓口から入居前、入居中、退去時までの支援

街路樹状況図

環境まちづくり部資料2-1
令和7年3月25日



移植先箇所図



移植先:千代田区大手町二丁目2番地先

神田警察通りの道路整備事業の進捗について

区内の多くの方々から整備の要望をいただいている神田警察通り2期の工事を行いましたので、お知らせします。

地域住民の皆様方の意見を十分に反映して適正に手続きを実施し、議会でも予算や契約の議案等に重ねて賛成の議決をいただき、東京高裁など裁判所の判断を踏まえながら、事業を推進しています。

1. 日時 2月5日（水曜日）午前4時～5時30分

日中の交通事情や交通管理者との協議を踏まえ実施しています。

2. 5日の整備内容

3本の樹木の伐採

3. 今後の取組

区民の皆様々に安全に安心して神田警察通りを通行していただきますよう、計画に沿った整備作業を準備が整いしだい、迅速に進めてまいります。

神田警察通りの道路整備事業

神田警察通りの道路整備について

1 工事開始後の経緯

本工事は、多くの区民の賛同をいただいておりますが、一部のご理解いただけない方がいたため、区は、説明会を何度も実施しましたが、街路樹の撤去に反対する一部の方々にはご理解をいただくことはできませんでした。工事を一時見合わせ、協議会で反対する方を含めた意見交換の場を設けましたが、意見は平行線のままでした。更に行政を抜きに地域住民同士での話し合いも行いましたが、一致点を見出すことはできませんでした。

早期に工事を進めてほしいとの多くの意見もあり、工事を再開したところ、反対する方々の一部は、住民らのまちづくりに参画する権利・利益を侵害されたとして国家賠償法に基づく損害賠償請求の訴えを起しましたが、東京地方裁判所と東京高等裁判所で「事実関係を総合的に判断すれば、住民の権利・利益が侵害されたということとはできない」と反対の方の主張を棄却しています。

裁判の経緯については「[神田警察通り道路整備工事に係る訴訟等の経緯（2025年2月5日更新）（PDF：347KB）](#)」をご覧ください

また、度々地域や区外から応援に来ている反対する方々の一部が作業帯内に侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為を行い、工事が予定通り進まない状況が続き、さらには、反対派による区職員・工事請負業者・警備員に対する暴力的な妨害行為があり刑事事件となり書類送検されています。

区は、工事を安全に計画通り進めるために、反対する方々の一部を債務者として工事作業帯への立入を禁止する仮処分の申し立てを行い、仮処分が決定されました。

反対する方々は、その決定を不服として異議申し立てをしましたが、東京地方裁判所は、「債務者の作業帯内に侵入する、街路樹に張り付く行為は、表現の自由または集会の自由によって正当化されるものとは言えず、工事を直接実力で妨害するものというべきである」と判断し、仮処分決定を認可しました。

さらに、反対する方々は上訴しましたが、東京高等裁判所は東京地方裁判所と同様に棄却しています。

これまで、裁判所において6回、区の主張に沿った判断がなされています。

加えて、本工事は2021年3月に約3億7千8百万円で契約していますが、その後の妨害行為によって増額した経費は2023年度末までで約7千7百万円に上っており、現時点でも妨害行為が続いているため、更なる経費の増加が見込まれています。

遺憾にも裁判での争いとなってしまいましたが、区としては円満な解決に向けて、令和6年5月から9月までに反対する方々の代表と区側で6回、話し合いを行いました。残念ながら合意することはできませんでした。

区としては、地域住民の皆様方の意見を十分に反映して適正に手続きを進め、議会の議決も経て、裁判所の判断もあり、現在に至っているものと認識しています。

今後は、区民の皆様方に安全に安心して神田警察通りを通行していただきますよう、計画に沿った整備作業を着実に進めていきます。

- [神田警察通り道路整備工事に係る訴訟等の経緯（2025年2月5日更新）（PDF：347KB）](#)

2 区議会との関係

区議会からも当初予算、契約議案、補正予算や契約変更議案などにおいて賛成の議決を重ねてきています。

【参考】

- 背景

- (1) 神田警察通り沿道まちづくり整備構想」の策定（2011年6月）

「神田警察通り沿道まちづくり検討委員会」を設置し、神田警察通りをまちづくりの軸とした活力・賑わいの再生を図るための基本構想を策定

- (2) 神田警察通り沿道賑わいガイドライン」の策定（2013年3月）

構想の実現に向けて、地域住民・観光協会・学識経験者等20名以上の委員で構成される「神田警察通り沿道整備推進協議会」（以下「協議会」という）を設置し、地域の方々と議論を重ね策定

- 現在の道路整備計画について

協議会において、2011年から21回にわたり神田警察通りの沿道まちづくりや道路整備の内容等について議論や検討を行ってきました。

- (1) 整備に関するご意見

- 狭い歩道を、子どもも、お年寄りも、障がいをお持ちの方も、ベビーカーの方も、自転車の方も、誰もが安全に安心して通行できる歩道にしてほしい。
- 現在沿道にあるイチョウの植替えを行ってほしい。

- (2) 整備内容

- 歩道の拡幅・バリアフリー化、自転車走行空間の確保、街路樹を更新し本数を増やすとともに、沿道の緑も増加させながら保水性舗装や遮熱性舗装を整備するなど環境に配慮し、合わせて荷捌き場も整備する内容となっています。

神田警察通り道路整備工事に係る訴訟等の経緯（令和7年2月5日更新）

1 損害賠償請求訴訟の経緯

工事に反対する一部の住民（原告）から、原告らへの説明をせずに工事をしたことは原告らのまちづくりに参画する権利、または利害を侵害するものとして国家賠償法に基づく損害請求訴訟が提起されました（令和4年5月6日訴訟提起）。

- 令和5年3月22日 東京地方裁判所が原告側の請求を棄却【1】
工事の実施内容等を区が個別に地域住民等に説明すべき義務があるとまではいえないと判断
- 令和5年10月18日 東京高等裁判所が原告側の控訴等を棄却【2】
控訴人らの権利・利益を侵害しないよう配慮すべき職務上の義務に違反するものであるとはいえないと判断

2 住民訴訟の経緯（係争中）

工事に反対する一部の住民（原告）から、（1）違法に締結された工事契約に基づく前払金の支払いが違法であることから、区は、区長に対し、前払金相当額等を請求すること、（2）区による工事契約に基づく残代金の支払いを差し止めること、（3）工事の一時中止の通知をしないことが違法であることを確認することを求める住民訴訟が提起されました。

- 令和4年7月11日、8月8日 訴訟提起
- 令和6年11月5日 口頭弁論終結（今後判決言渡しの予定）

3 仮処分命令の経緯

区（債権者）は、工事を安全に進めるため、やむを得ず妨害者（債務者）の工事作業帯内への立ち入りを禁止する仮処分を東京地方裁判所へ申し立てました。東京地方裁判所は区の主張を認め、仮処分決定が出されました。債務者はこれを不服とし、東京高等裁判所に保全抗告、さらに最高裁判所に特別抗告をしましたが、いずれも棄却され仮処分決定が維持されました。

- 令和5年11月15日 仮処分申立て
- 令和6年3月11日 東京地方裁判所が8名に対する立入行為禁止の仮処分決定【3】
- 令和6年3月21日 債務者（4名）が東京地方裁判所へ異議申立て
- 令和6年5月29日 東京地方裁判所が仮処分決定の認可（債務者の異議を却下）【4】
作業帯内に侵入する、街路樹に張りつく、こうした行為は、表現の自由、または集会の自由によって正当化されるものとは言えない。これらの行為は工事を直接実力で妨害しているものというべきだと判断
- 令和6年6月12日 債務者（4名）が東京高等裁判所へ保全抗告申立て
- 令和6年9月18日 東京高等裁判所が保全抗告を棄却【5】
東京地方裁判所の判断は相当であるとして支持
- 令和6年9月25日 債務者（4名）が特別抗告提起と許可抗告申立て
- 令和6年10月23日 東京高等裁判所が許可抗告を許可しない決定【6】
- 令和7年1月29日 最高裁判所が特別抗告を棄却【7】

【1】～【7】 これまで裁判所において7回、区の主張に沿った判断がなされています。

- [神田警察通りの課題と整備計画（PDF：1,531KB）](#)

道路整備工事着手までの経緯

神田警察通り沿道整備推進協議会の内容や整備計画内容については、下記のリンクおよびファイルをご覧ください。

- [神田警察通り沿道地域のまちづくり](#)
- [整備イメージ（PDF：769KB）](#)
- [神田警察通りの道路整備計画](#)

道路整備工事着手後の経緯

道路工事着手後の経緯については、下記のリンクをご覧ください。

- [神田警察通り道路整備工事再開について（令和4年4月28日）](#)
- [神田警察通り道路整備について（令和5年2月7日）](#)
- [神田警察通り道路整備工事における暴力行為について（令和5年4月12日）](#)

お問い合わせ

環境まちづくり部道路公園課計画・設計係

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号：03-5211-4240

ファクス：03-3221-3410

メールアドレス：dourokouen@city.chiyoda.lg.jp

千代田区役所

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号 03-3264-2111（代表） 03-3264-3910（コールセンター）

法人番号 8000020131016

開庁時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
一部窓口によって、開庁時間が異なります。[（総合窓口課・出張所の窓口開庁時間）](#)

○千代田区ホームページ運営要綱

平成16年 3 月31日15千政広発第175号

改正

平成17年 1 月31日16千政広発第137号

平成28年 1 月21日27千政広報発第127号

平成31年 2 月26日30千政広報発第122号

令和 5 年 3 月 1 日 4 千政広報発第145号

千代田区ホームページ運営要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターネットを利用した区政情報の発信と区民等の意見などの受信等を目的として、千代田区（以下「区」という。）が開設するホームページ（以下「区のホームページ」という。）の運営について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ インターネットのサービスの一つであるWWW（ワールド・ワイド・ウェブ）上にある独立したデータの集合体のこと。
- (2) コンテンツ ホームページの構成に必要な一切の情報をいう。
- (3) リンク インターネット上の2つのホームページのデータを索引などにより関連づけることをいう。
- (4) ドメイン インターネット上に存在するコンピュータやネットワーク一つひとつに付与された番号による住所をわかりやすく表すための識別子をいう。
- (5) プロバイダ 電話回線等を通じて、企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続するインターネット接続業者をいう。
- (6) サーバー ホームページの情報を蓄積しておき、ホームページ閲覧用ソフトウェアの要求に応じてインターネットなどのネットワークを通じて、これらの情報を送信する役割を果たすコンピュータをいう。

(区のホームページの構成)

第3条 区のホームページは、区を代表する総合的なホームページ（以下「千代田区ホームページ」という。）と、必要に応じて各部・課・所・局等（以下「部・課等」という。）又は複数の部・

課等で作成する個別的なホームページ（以下「個別ホームページ」という。）で構成する。

- 2 千代田区ホームページは、区のポータルサイトとする。
- 3 各部・課等において、新たに個別ホームページを開設する場合は、個別ホームページ開設通知書（様式第1号）により、広報広聴課長に通知するものとする。
- 4 各部・課等において、個別ホームページの各コンテンツに大規模な変更をする場合又は廃止をする場合は、個別ホームページ変更・廃止通知書（様式第2号）により、広報広聴課長に通知するものとする。
- 5 個別ホームページのドメイン取得にあたっては、事前に広報広聴課及びIT推進課と協議するものとする。

第2章 ホームページの運営・管理

（ホームページ連絡調整会議の設置）

第4条 区のホームページの運営を円滑に行うため、別に定めるところによりホームページ連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（区のホームページの管理者）

第5条 千代田区ホームページ及び個別ホームページには、次の各号に定めるところにより管理者を置く。管理者は各ホームページの運営及びコンテンツの管理を行う。

- （1）千代田区ホームページの管理者は、広報広聴課長とする。
 - （2）個別ホームページの管理者は、当該個別ホームページを所管する部・課等（以下「個別ホームページ担当課」という。）の課長（以下「個別ホームページ担当課長」という。）とする。
- 2 個別ホームページ管理者は、当該個別ホームページの運営に関し、千代田区ホームページとの整合性の確保に努めることとする。
 - 3 広報広聴課長及び個別ホームページ担当課長は、主要コンテンツの作成計画や更新計画等、運営に関する基本的な事項を連絡調整会議に報告するものとする。
 - 4 広報広聴課は、個別ホームページの運営について、全庁的な観点から必要な調整及び助言を行う。

第3章 危機管理

（対策）

第6条 ホームページ管理者は、管理運営するホームページの改ざん、DOS攻撃（Webサイトなどに対して、意図的に、限度を超えた多量のアクセスを行い、回線容量やサーバの処理能力を飽和させ、本来のサービスを麻痺させる行為）などの防止等、外部からの攻撃に対する技術的対

策を講じなければならない。

2 ホームページに次の各号に定める事象が発生した場合、又はそのおそれが高いと判断されるときは、ホームページを閉鎖することができる。

- (1) 外部から書き換えの攻撃があったとき。
- (2) コンピュータウイルスに感染したとき。
- (3) 外部からの攻撃の兆候がみられるとき。
- (4) その他、ホームページの安全が脅かされる事態が生じたとき。

3 ホームページ管理者は、緊急事態に備えて、次の各号に定める要件を具備した危機管理計画を作成しなければならない。

- (1) 緊急時の連絡体制
- (2) 次に掲げる事態が発生した場合の緊急時対応
 - ア 誤った情報の発信
 - イ 外部からの攻撃
 - ウ 誹謗中傷など、掲載にふさわしくない情報の掲載

第4章 コンテンツによる情報提供

(プロバイダ及びサーバーの要件)

第7条 プロバイダ及びサーバーは、原則として、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する認証を取得し、運用環境において適切な対策を講じているものを選択するものとする。

2 プロバイダ及びサーバーの機能を利用する場合は、広報広聴課及びIT推進課と調整しなければならない。

(コンテンツの作成)

第8条 コンテンツを作成する際には、次の各号に定める要件を具備していなければならない。

- (1) 区政に関して幅広い情報であること。
- (2) J I S X8341-3:2016（日本産業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」）及び広報広聴課が指定した規格に準拠すること。
- (3) 原則として、ホームページ以外の方法でも入手できる情報であること。
- (4) ホームページを構成する各コンテンツには、原則として、問い合わせ先及び担当の部課名等を明示すること。

(コンテンツの作成と掲載)

第9条 ホームページに掲載する情報は、常に最新かつ正確で、公正・公平なものであることを要する。コンテンツは、定期的に内容を確認し、内容等に変更がある場合は速やかに更新し、正確な情報を提供するものとする。

2 ホームページに掲載する情報は、次のとおりとする。

- (1) 千代田区の事務事業
- (2) 千代田区が主催・共催・後援するイベント
- (3) その他、広報広聴課が認めたもの

3 次に掲げる情報は、ホームページに掲載することができない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (4) 犯罪等に利用されるおそれがあるもの
- (5) 第三者を誹謗・中傷し、又は不利益を与えると判断されるもの
- (6) 情報の内容が、主として営業活動、政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (7) 情報が区の事業・施策と直接関わらないもの
- (8) 営利目的の宣伝・広告を含むもの
- (9) 区の行政運営の実態と合致せず、利用者に誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 更新頻度が著しく低いもの

4 前項の規定にかかわらず、同項第8号に掲げる情報であって、千代田区印刷物広告掲載取扱要綱(平成15年1月29日14千政企発第353号)に基づき、広告掲載の決定が行われたものについては、当該情報を掲載することができる。

5 コンテンツの作成は、当該作業を業とする者に委託することができる。委託にあたって作成されたコンテンツの著作権が区に帰属することを内容とした契約を締結するとともに、受託業者に対し、表現内容、画面上の構成等コンテンツの作成に必要な指示を行う。また、ホームページのコンテンツの作成(委託によらない場合を含む。)を行う際には、それぞれの責任において、区への信頼や区への品位を損ねることのないようにしなければならない。

(千代田区ホームページへの情報掲載の手順)

第10条 各課が千代田区ホームページに新たに情報を掲載したり、既に掲載した情報を修正・削除する場合は、この要綱に定める他に広報広聴課長が別に通知する方法と期限により、コンテンツの原稿及びそのデータを広報広聴課に送付しなければならない。

(事前確認等)

第11条 広報広聴課は、各課から千代田区ホームページのコンテンツを受領した場合は、千代田区ホームページに掲載する前にその内容を確認する。

2 広報広聴課は、前項の事前確認に基づき、各課に対しコンテンツの修正又は取り下げを指示することができる。

3 個別ホームページ担当課は、所管するホームページの不正改ざん等の発生防止に努めなければならない。

(協力体制)

第12条 第8条から前条までに規定するほか、コンテンツの作成に必要な作業は、広報広聴課、IT推進課、個別ホームページ担当課及び各課の協力により行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 区のホームページによる情報発信にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守しなければならない。

2 事務事業の執行上必要なとき又はやむを得ない事由が生じたときは、本人の了承を得た場合に限って、区のホームページに当該本人の個人情報を掲載することができる。

第5章 電子メールの取扱

(電子メールの受発信)

第14条 電子メール（インターネットを利用して送受信されるメッセージをいう。以下同じ。）で寄せられた意見等については、書面で寄せられた「区民の声」と同様に扱う。

2 前項の意見等について電子メールにより回答する場合は、各課が作成した回答を各課名で発信するとともに、重要な意見等については広報広聴課に写しを送付するものとする。

3 個別ホームページに対し、当該個別ホームページ担当課の所属に属しない事項に関する意見等を送付し、当該部・課等において回答等の処理を行う。ただし、当該事項を所管する部・課等が複数にまたがる場合は、当該関係部・課等へ意見等を送付し、当該関係部・課等において作成した回答等は、広報広聴課にて集約のうえ発信等の処理を行うものとする。

第6章 外部ホームページとのリンク

(リンクの相手先)

第15条 区のホームページからリンクすることができる千代田区以外のホームページ（以下「外部ホームページ」という。）は、次の各号に定めるところによる。

(1) 官公庁、地方自治体が開設しているホームページ

- (2) 公共団体又は公共的団体及び「公共関係等団体名簿」登載団体が開設しているホームページ
- (3) 区の施策及び事業に密接に関連する団体及び機関等が開設しているホームページで、区の施策及び事業等情報の提供にあたり必要と認めるもの
- (4) 公共的サービスを提供する団体及び機関等が開設しているホームページで、区民福祉の向上のために必要と認めるもの
- (5) その他、特に必要と認めるもの

(選定条件)

第16条 区のホームページからのリンク先の選定にあたっては、そのホームページのコンテンツ内容が次の各号に定める要件を具備していなければならない。

- (1) 本区の文化・教育・福祉・医療・産業振興などに関する情報を掲載している、又は相互の情報を補完し相乗効果を与える内容である。
- (2) 宣伝・営業活動に偏っていない。
- (3) 個人に関する情報を当該個人の下承なく掲載するなど、個人のプライバシーを侵害することが行われていない。
- (4) もっぱら政治や宗教活動にかかわる内容を掲載していない。
- (5) 特定の個人を又は個人を特定し得る表現をもって誹謗・中傷する情報を掲載していない。
- (6) 公序良俗に反する情報を掲載していない。

(リンクの手続き)

第17条 外部ホームページの管理者から千代田区ホームページ又は個別ホームページの管理者に対して、ホームページリンク依頼書（様式第3号）によるリンクの依頼があった場合、又は、区の事業執行上、必要と認める場合に、各管理者は、前条各号に規定する選定条件を確認し、広報広聴課長への合議を経て、外部ホームページへのリンクを決定するものとする。

2 各管理者は、外部ホームページの管理者からリンクの依頼があった場合、第1項の規定による決定について、ホームページリンク通知書（様式第4号）により、その結果をリンク先のホームページ管理者に通知する。

3 外部ホームページから区のホームページへのリンクについて必要な事項は、各管理者が別に定める。

(留意点)

第18条 リンクを行うときには、次の各号について相手方に確認するものとする。

(1) リンクに必要なプログラムの変更等については、双方が自己負担により行う。

(2) 相手方のホームページの内容については、双方責任を負わない。

2 コンテンツの内容上、前項の規定によるリンクが適当でないと認める場合は、適当と認めるコンテンツにリンクを行うことができる。

3 常に当該リンク先のコンテンツの変更（更新・移動・削除をいう。以下同じ）に留意するとともに、当該変更があったときは速やかに適切な措置を講じるものとする。

（リンクの解除）

第19条 この基準に基づき、区のホームページからのリンクを認めた場合でも、その後第16条に規定する要件に欠けることとなった場合、その他リンクを解除すべきと判断される事象が生じた場合には、リンクを解除することができる。

2 第17条及び前条の規定は、リンクの解除に係る手続きについて、これを準用する。

3 第16条に規定する要件に欠けることを理由にリンクを解除したホームページについては、その後要件を満たしても、原則として再リンクしないものとする。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

2 この要綱に定めるもののほか、個別ホームページの運営に関し必要な事項は、個別ホームページ担当課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成10年4月1日付「千代田区ホームページ運営要領」は廃止する。

附 則（平成17年1月31日16千政広発第137号）

1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

2 平成16年4月1日付「千代田区ホームページリンク基準」は廃止する。

附 則（平成28年1月21日27千政広報発第127号）

この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

附 則（平成31年2月26日30千政広報発第122号）

この要綱は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日4千政広報発第145号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式（略）

X工場の操業停止を求める陳情書について

1. 概要

2023年11月、近隣住民Aから区役所に対し、「X工場の木材加工施設から発生する臭いと煙で気分が悪くなった」旨の連絡があった。区は、現場確認するとともに、当該工場に対し、指導を行ってきた。

2. 詳細

(1) 当該工場に対する区の指導について

2023年12月に当該工場に区の担当者が訪問し、東京都環境確保条例に基づく工場に該当する設備（レーザーカッター、UVプリンター等）を有するため、認可を申請するよう指導した。なお、2023年末に当該工場は煙の発生要因である、レーザーカッターの運転を中止し、3月に区外工場に移設した。

2025年3月4日に当該工場から工場認可申請書が提出され、区は3月17日に認可した。

(2) 当該工場からの排気等の状況について

住民Aから連絡があった際に区の担当者が現地確認したところ、臭気等について特段の異常は認められなかった。また、工場側において行った臭気測定および有害ガス測定の結果により、臭気等の排出基準を満たしていることを確認した。なお、当該工場内で発生した廃棄物は廃液も含め産業廃棄物処理をしており、区として当該工場と産業廃棄物業者との契約書を確認している。当該工場の換気設備についても、施設基準を満たす設備であることを確認している。

区としては、住民Aの健康被害と当該工場との因果関係が不明であることから、改善勧告や改善命令の対象にならないと判断した。なお、東京都環境確保条例の逐条解説において「移転命令等は、きわめて厳しい措置。単に形式違反だけを理由に本条を適用するのではなく、現に著しい公害を発生させ、人の健康等に障害を及ぼしていることが要件…」となっている。

(3) 情報公開請求について

特定の個人を識別され得るものであったため、千代田区情報公開条例第7号第1項第1号に基づき、非公開とした。

東京都環境確保条例に関する解釈(抜粋)

○【通知】東京都公害防止条例の解釈と運用について

5 改善命令等関係

(1)改善命令等について

イ 運用について

(イ)第34条(現 環境確保条例 103 条)第1項の「認可を受けないで当該工場に係る第23条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更した」又は同条第2項の「認可を受けないで工場を設置している」に該当する者がある場合においても、その工場が、規制基準その他の遵守事項に違反しないとき、又は違反している場合であっても、一部の是正により、違法状態を回避しうるものであるときは、直ちに同条に定める命令等の処分を行うのではなく、必要な認可を受けることの指導を行い、また、必要により、第33条(現 環境確保条例 102 条)の改善命令を発するよう段階的に適用するものであること。

○【逐条解説】

(認可の取消し等)

第百三条 知事は、前条第一項の規定による命令を受けた者で工場を設置しているものが当該命令に従わないとき、又は工場を設置している者が第八十二条第一項の規定による認可を受けないで当該工場に係る第八十一条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更したときは、当該工場の設置の認可を取り消し、又は当該工場における作業の一時停止を命ずることができる。

2 知事は、第八十一条第一項の規定による認可を受けないで工場を設置している者又は前項の規定により工場の設置の認可を取り消された者に対し、当該工場の移転又は操業の停止を命ずることができる。

<趣旨>

本条は、工場に係る規定であり、本条例第102条第1項の改善命令に従わない場合や、変更認可を受けずに作業の方法等を変えた場合には、認可の取消し等を行うことを定めたものである。また、認可を取り消された工場及びいわゆる無認可工場に対しては、当該工場の移転等を命ずることができることを定めたものである。

認可の取消しや移転命令等は、きわめて厳しい措置であることから、単に形式違反だけを理由に本条を適用するのではなく、現に著しい公害を発生させ、人の健康等に障害を及ぼしていることが要件になる。

これらの行政措置の発動に当たっては、事前の意見陳述のための手続(東京都行政手続条例第13条)を行うとともに、命令書において、不服申立(行政不服審査法第4条)の教示を行うことが必要となる。

<用語の解説>

(1)当該命令に従わないとき

命令の内容を全く履行しないか、又は命令の履行期限が到来してもその措置が不完全なときをいう。

(2)当該工場の設置の認可を取り消し

本条例第81条第1項によりなされた認可の効力をその時点以後失わせることをいう。この意味の認可の取消しは、きわめて厳しい措置であるため、本条に挙げている場合以外は行い得ないものである。

なお、認可を取り消す場合については、単に「認可を受けないで変更した」という形式的な状況があるだけでなく、当該無認可の変更を原因として著しい公害を発生させ、又は発生させるおそれがあることが要件となる。

(3)作業の一時停止

作業の全部又は一部を一定期間停止させることをいう。

(4)工場の移転

工場の全部又は一部を当該場所から他の場所へ移動させることをいう。この場合、移転先は事業者が手当てすべきものであり、行政庁が移転先を指定する必要はない。

工場の移転を命ずべき場合は、形式的要件を充足するだけでなく、その性質上、認可を有しない工場が容認し難い公害を発生させ、又は発生させるおそれがあることが必要である。

(5)操業の停止

工場としての活動を停止することをいい、稼働そのものが既に違法である工場に対し、不作為を命ずるものである。

工場の停止を命ずる場合は、形式的要件を充足するだけでなく、その性質上、認可を有しない工場が容認し難い公害を発生させ、又は発生させるおそれを生じさせていることが必要である。

公害規制のしおり

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

環境確保条例にもとづく工場（条例別表第1）の設置・変更等をする場合、次の手続きが必要です。

1 工場設置認可申請

条例別表第1に掲げる工場を設置（新設）しようとするとき、工事開始の60日前に認可申請の必要があります。

2 工場変更認可申請

認可工場の施設を増設、改築など変更しようとするとき、工事開始の60日前に認可申請の必要があります。

3 工事完成届

工場設置は工場変更の認可を受けたとき、設置または変更工事が完成した日から15日以内に届出の必要があります。

4 工場現況届

条例別表第8に掲げる工場を設置しているとき、直近の認可を受けた日から3年経過するごとに30日以内に届出の必要があります。

5 工場事故届

事故により工場から公害を発生したとき届出の必要があります。

6 工場氏名等変更届および廃止届

工場設置者の氏名・住所、工場の名称・所在地の変更があったとき、または工場を廃止したとき、その日から30日以内に届出の必要があります。

7 工場承継届

工場を譲り受け、借り受け、相続または合併したとき、その日から30日以内に届出の必要があります。

環境確保条例にもとづく工場（条例別表第1）

1 定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）

2 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場

- (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
- (2) 印刷又は製本
- (3) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
- (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
- (5) 金属やすり、針、釘、鉋又は鋼球の製造
- (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
- (7) 金属箔又は金属粉の製造
- (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
- (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断

- (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
- (11) ガラスの研磨又は砂吹き
- (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）
- (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
- (14) 液体燃料用のバーナーの容量が一時間当たり 20 リットル以上又は火格子面積が 0.5 平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工

3 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

- (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
- (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
- (3) 厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋸打ち
- (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
- (5) 塗料、染料又は絵具の吹付け
- (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
- (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- (8) ドライクリーニング
- (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
- (11) たん白質の加水分解
- (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクシスの製造
- (13) 石綿、岩綿、鉋さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が 50 平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製

- (33) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり50キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

環境確保条例にもとづく指定作業場（条例別表第2）の設置・変更等をする場合、次の手続きが必要です。

1 指定作業場設置届

条例別表第2に掲げる指定作業場を設置しようとするとき、工事開始の**30**日前までに届出の必要があります。

2 指定作業場変更届

届出済指定作業場の施設を増設、改築など変更しようとするとき、工事開始の**30**日前までに届出の必要があります。

3 指定作業場氏名等変更届および廃止届

指定作業場設置届出者の氏名、住所、指定作業場の名称、所在地の変更があったとき、または設置してある指定作業場を廃止したとき、その日から**30**日以内に届出の必要があります。

4 指定作業場承継届

指定作業場を譲り受け、借り受け、相続または合併したとき、その日から**30**日以内に届出の必要があります。

※ 大気汚染防止法にもとづく「ばい煙発生施設」の届出（東京都）

ボイラー（伝熱面積が**10**㎡以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算**1**時間当り**50**リットル以上）または廃棄物焼却炉（火格子面積が**2**㎡以上であるか、または焼却能力が**1**時間当り**200**kg以上であるもの）などの施設を設置する場合は、工事開始の**60**日前までに届出の必要があります。

その他の届出として、ばい煙発生施設の構造等の変更の届出（工事開始の**60**日前）また氏名の変更、所在地の変更、承継、廃止などがあったときは、その日から**30**日以内に届出の必要があります。

環境確保条例にもとづく指定作業場（条例別表第2）

- (1) レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- (2) 自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）
- (3) 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
- (4) ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- (5) 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- (6) ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- (7) 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第4項、第14条第1項及び第4項並びに第14条の4第1項及び第4項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- (8) セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- (9) 材料置場（面積が100平方メートル以上のものに限る。）
- (10) 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- (11) と畜場
- (12) 畜舎（豚房の総面積が50平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200平方メートル以上又は鶏の飼養規模が千羽以上のものに限る。）
- (13) 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- (14) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- (15) 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- (16) めん類製造場
- (17) 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- (18) 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- (19) 洗濯施設を有する事業場
- (20) 廃油処理施設を有する事業場
- (21) 汚泥処理施設を有する事業場
- (22) し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- (23) 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
- (24) 下水処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）
- (25) 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- (26) ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B8

201及びB8203伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が10平方メートル未満のもの）を除く。）を有する事業場

- (27) ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- (28) 焼却炉（火床面積が0.5平方メートル未満であって焼却能力が1時間当たり50キログラム未満のものを除く。）を有する事業場
- (29) 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- (30) 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- (31) 病院（病床数300以上を有するものに限る。）
- (32) 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

環境確保条例の工場及び指定作業場に適用する各種規制基準（抜粋）

汚染土壌処理規制基準（環境確保条例施行規則 別表12）

有害物質の種類		基準値		有害物質の種類		基準値	
		溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)			溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)
1	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	14	1.1-ジクロロエチレン	0.1以下	
2	シアン化合物	検出されないこと	50以下	15	1.2-ジクロロエチレン	0.04以下	
3	有機りん化合物	検出されないこと		16	1.1.1-トリクロロエタン	1以下	
4	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	17	1.1.2-トリクロロエタン	0.006以下	
5	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	18	1.3-ジクロロプロペン	0.002以下	
6	砒素およびその化合物	0.01以下	150以下	19	チウラム	0.006以下	
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005以下かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	15以下	20	シマジン	0.003以下	
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		21	チオベンカルブ	0.02以下	
9	トリクロロエチレン	0.01以下		22	ベンゼン	0.01以下	
10	テトラクロロエチレン	0.01以下		23	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
11	ジクロロメタン	0.02以下		24	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下
12	四塩化炭素	0.002以下		25	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下
13	1.2-ジクロロエタン	0.004以下		26	塩化ビニルモノマー	0.002以下	

騒 音

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分			
種別	該当地域	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量 (単位：デシベル)			
第 1 種	第 1 種低層住居専用地域	6 時～ 8 時	8 時～19 時	19 時～23 時	23 時～ 6 時
	第 2 種低層住居専用地域 A A 地域、前各号に掲げる 地域に接する地先及び水面	40	45	40	40
第 2 種	第 1 種中高層住居専用地域	6 時～ 8 時	8 時～19 時	19 時～23 時	23 時～ 6 時
	第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 第 1 特別地域、無指定地域	45	50	45	45
第 3 種	近隣商業地域	6 時～ 8 時	8 時～20 時	20 時～23 時	23 時～ 6 時
	商業地域、準工業地域 第 2 特別地域 前各号に掲げる地域に接す る地先及び水面	55	60	55	50
第 4 種	工業地域、第 3 特別地域	6 時～ 8 時	8 時～20 時	20 時～23 時	23 時～ 6 時
	前各号に掲げる地域に接す る地先及び水面	60	70	60	55

ただし、第 2 種区域、第 3 種区域又は、第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 5 0 m の区域内（第 1、第 2、第 3 特別地域を除く）における規制基準は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

振 動

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
種別	該当地域	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における 地盤の振動の大きさ (単位：デシベル)	
第 1 種	第 1 種低層住居専用地域	8 時～19 時	19 時～ 8 時
	第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域、無指定地域	60	55
第 2 種	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、 前各号に掲げる地域に接す る地先及び水面	8 時～20 時	20 時～ 8 時
		65	60

ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内の工場又は指定作業場については、当該値から 5 デシベルを減じた値を適用する。

届出先・問い合わせ先	千代田区環境まちづくり部環境政策課公害指導係 〒102 - 8688 千代田区九段南 1 - 2 - 1 T E L 03 (5211) 4254 (直通)
------------	--

なくそう公害

みんなの力で

この用紙は再生紙を使用しています。

二番町地区のまちづくりについて

○ 番町次世代シンポジウム 実施概要

開催日時・場所：2025年1月12日(日) 午後1時～午後5時 千代田区役所 10階 食堂

申込者：在住30名、在勤7名 計37名

参加者：在住25名、在勤3名 計28名 ※当日2名欠席(在住)

アドバイザー：東京大学 加藤教授(都市計画審議会委員)

東京大学 村山教授(都市計画審議会委員)

● プログラム (進行は専門ファシリテーター2名)

・アイデア提案の紹介

参加者募集と同時に行ったアイデア募集に寄せられたアイデアを配布
(資料4-2:「アイデア提案」参照)

・自己紹介、気持ちの共有

テーマ:「番町の未来について大事にしていることや、願い」

・本シンポジウムの意味・意義

東京大学 加藤 孝明 教授

・全体対話

「皆さんの自己紹介や加藤先生の講話の感想」「番町で取り組みたい
と思っているテーマやアイデア」等について、3～4人のグループを作り
対話を行う
(資料4-3:P1～3参照)

・アイデアづくりワークショップ

「番町で取り組みたいと思っているテーマやアイデア」を各自が考え、
似た考えを書いた人等とグループを作り意見交換し、グループ内で
投票した上位のアイデアを全員で共有
(資料4-3:P4参照)
(資料4-3:P5～6参照)

・まとめ

一人一人が考えたシンポジウムに参加して「最も良かった事」、「新しく
知った事」を全員で共有
(資料4-3 P7～8参照)

・アンケート

(資料4-4「アンケート用紙」及び「アンケート集計」参照)



「番町次世代シンポジウム」の開催・参加者募集に合わせて、番町への思いやもっと良くしていくためのアイデアを募集し、いただいたアイデア等を番町次世代シンポジウムの場で参加者の皆様にご案内しました。なお、この提案は今後の地域まちづくりにも活用していきます。

募集方法・期間 広報千代田及び千代田区 HP にて 11/5～11/19 の 2 週間募集

※シンポジウムの開催・参加者募集と同時ご案内

応募人数・件数 16 人（番町周辺住民、男性 8・女性 8）・29 件

① 住宅街・文教地区としてのまちづくり

No.	アイデア
1	番町は都市マスにも記載されている通り、一義的には住宅街・文教地区です。住宅地の静かさは繁華街の賑わいとは両立しません。住みやすさを高めるためには、建物の容積率の制限、歩道の充実、私有地・公有地を問わず樹木の維持が必要と考えます。騒音を伴うイベントは学校の活動以外は不要です。番町のお屋敷がマンションに変わる事は仕方ないと思いますが、既存の石垣・白壁の保存のために区役所として指導ならびに補助金拠出をする事を提案します。
2	思い：「ああ番町にお住まいですか」、と羨ましがられるような住環境を守る。番町全体で調和を保ち、資産価値が下がるようなことはしない。上品で、静かで、清潔で、空が広くて、緑があって、礼儀を守って暮らす住宅・文教地区を構築する。 アイデア：①歩行者を守るため、地区内の自動車走行速度を 30km/h に強制的に抑える。そのためには、交通量の増加が予想される道路にハンプを設置、或いは、クラック道路とする。②地域の商業が日テレビルのチェーン店により駆逐される可能性が高い（他の再開発の事例）。休祭日は日テレ通りなどを歩行者天国とし、オープンテラス、青空カフェの出店を周辺中小飲食業者に認める。③テレビタレントによるイベント開催はしない。④広い空をキープできるように日テレ二番町ビル以外の超高層ビル建設は認めない、⑤日テレ広場は灼熱強風のコンクリート広場は作らず、緑と樹木広場とする。緑には昼間立ち入りを認める。危険の少ないボール遊びなども小学校低学年以下に限定して認める時間帯を作る。⑥番町内の建設物の色彩を統一する。⑦日テレビルにより大幅な通勤客が通勤時間帯に集中して通学生、住民の不便を避けるため、時間差通勤制度を設けて通勤時間帯ごと通行者をコントロールする、⑧以上をエリアマネジメントが総合管理するが、傘下に各委員会を設け負担を軽減する。
3	番町は 1～2 車線の道路幅が狭い、住宅やビルが密集した地域です。高層ビルが建つことによる、ビル直下でのビル風が心配です。ビル間、道路幅が狭ければ、風の影響も強くなると思います。番町には学校や幼稚園・保育園も多く、児童・幼児の通学路への風の影響が心配です。また、ビルを建設する際、公共広場を作るとの案もありますが、強風が吹き下りる広場で子供やお年寄りがゆっくりと憩うことができるかどうか心配です。番町に高層ビルが建ち並ぶことは反対です。

アイデア提案

①住宅街・文教地区としてのまちづくり（つづき）

No.	アイデア
4	・長年私自身が二番町で暮らし、家族・親族を含めれば100年近くこの地に住んできたため、今後とも住み続けられる地域として街の在り方を考えたい。 ・近年の人口急増（住人・労働者）により公共物、特に歩道の混雑が激しいため、一部区画だけではなく地域全体の将来人口を想定した街づくりを考えてほしい。（今後予想される開発を視野に入れる必要がある。） ・大災害に備える地域にしてほしいが、木造密集地ではなく鉄筋コンクリートのビルが多数のため、自宅・各事業所待機を想定した計画。（昼間人口が多いため特に企業の災害対策がどのようになっているのか。仮に避難所に避難するとして収容可能なのか、冷暖房があるのか等） ・人が集う場所も必要だが、二番町は住宅街としての面もあり、音、内容、安全性等どのようにルールを決めていくのか、大まかな住民の合意を集約する場を設ける方法。
5	・平日の昼間は会社・学校関係者で活気があり、土日祝日などは静かな落ち着いた住宅街になる、両面のある雰囲気を持続していくことが大事だと思います。 よく「赤坂や六本木のようにならないか」との懸念が聞かれます。こうした懸念が生じないようにあえて「あまりイベントはやらず、子どもは自由に遊べ、お年寄りはいくつ休める、都会なのに落ち着きを体感できる広場」にあるといいと思います。 ・番町は意外と緑が少ないので、濃厚な緑地空間があるといいです。ビル風も和らぐと思います。
6	番町の住宅街に高層建築は建てない

②美観と交通の整序

No.	アイデア
7	個々のイデオロギーや社会経済状況に関係なく共通する環境負荷と健康寿命の問題を考えると、都市の美観と移動交通システムの改善を優先的に図るべきです。ズバリ、なかなか進まない「電柱の撤去」、およびマンハッタンでも導入される「一般車両の乗り入れ制限」です。
8	今回の二番町再開発について賛成派と反対派が激しく対立している状況において、単にこのシンポジウムを開いても両者の溝は埋まらず、かえって対立感情が激化するだけと思われます。 反対派が懸念している事項のうち、特に通勤・通学時間帯の日テレ通り歩道・有楽町線麴町駅の麴町口の混雑とその緩和策のシミュレーションと評価、イベント時、大地震発生時の上記ならびに日テレ通り車両交通渋滞の同シミュレーションと評価を千代田区として第三者機関に委託して客観的な見解を公開し、それをもとに計画の妥当性を賛成派と反対派で各々検討することが重要かと思います。本件について千代田区がそのシミュレーションと評価を一方の当事者である事業者（今回は日テレ）任せにするべきではないと考えます。

アイデア提案

②美観と交通の整序（つづき）

No.	アイデア
9	階段状の建物は、セブンイレブンの本社を番町文人通りから見たようなイメージです。番町の丘、なんてどうでしょうか。
10	番町バス停付近を、渋滞が解消され、緊急車両進入に支障のないようにしたい。日本テレビ通りは、車道の道幅が狭いバス通りです。番町バス停に都バスが停車すると、その後ろに渋滞が発生することは珍しくありません。日テレ跡地に、就業者が数千人の建物が建つと、通行車両が増加して、今以上の頻度で今以上の渋滞が発生する可能性が心配されます。渋滞時に災害や火災が発生すれば、求められる緊急車両の進入に支障が生じることも危惧されます。新橋駅と小滝橋車庫の間の都バスは、ノンステップバスを使って運行されていることもあり、高齢者にとっても乗降の負担が軽いので、有難いバス路線です。街の安全・安心のためには、都バスの渋滞回避を回避して運行することが重要です。都バスのバス停前後の車道幅を拡げる、或いは、都バスを日テレ敷地の中にいれて乗降客に乗降してもらう、或いは、その他の方策を工夫することができると考えられる。渋滞の回避と緊急車両進入に支障のない状況を確保しておくことが望ましいと考えます。都バスを、交通広場に乗り入れさせて、客の乗降を行わせることも有効かも知れない。これは、日テレの建てるテナントビルの利用者の安全確保にも必要なこととなります。
11	【道路の美観と安全性向上】 個人的に、番町エリアの道路は他の住宅地に比べて、問題が多い箇所が散見されるように思います。二七通りは何年経っても凸凹のボロボロで工事中？です。安物の緑色のガードレールが多く、ボロボロで歪んでいるものもあり、幅も隙間も少ないため、すれ違う歩行者の障害になっています。歩道と車道が色分けされているところもあれば、白線だけのところもあり、統一感がありません。あちこちに電柱が立っており歩道から車道へ出ないと歩行者が進めない箇所が多々あるため、事故の原因になりかねません。今後より住みやすい街にしていくためには、電柱の埋設化、ガードレールの交換、道路デザインの改善と統一などが必要であるように思います。

③安心・安全の向上

No.	アイデア
12	建物の規模や施設の種類によっては車寄せや荷捌き場の設置を求めることを、安全な街づくりの一環として検討してほしいです。道の広さは昔と変わらないのに建物が大きくなり、渋滞や危険な状況が発生しやすくなっていると懸念しています。
13	地下鉄有楽町線麴町駅番町口改札階と新木場方向行きホーム階の間にエレベータ・エスカレーターをつけて、高齢者や障害者の地下鉄利用を現実的に可能にする。
14	保水性のある舗装は、効果が認められているならば実現して欲しいです。
15	課題となっている麴町駅からのバリアフリーであるが、ホームから部分的でもエスカレーターの設置ができないのか。（解決手段を検討できないのか。）

アイデア提案

③安心・安全の向上（つづき）

No.	アイデア
16	【番町地域への思い】 番町は歴史ある閑静な住宅街です。現在は商業ビルも建ち並び、商業地区と住宅街がバランスよく共存し、都会でありながら落ち着いた文教地区となりました。 平日は区外からの方が多く行き交いますが、週末や祝日は落ち着いた町に戻ります。 住む者にとってはこの環境を守り、繁華街にしないで頂きたい。 【アイデア】 ●麴町駅（番町方面）の完全バリアフリー化。 改札からではなく、駅ホームから地上を繋ぐバリアフリーの動線が必要だと思います。
17	・麴町駅の中の階段はそのままと聞きました。体調の悪い人でもホームから地上に上がりやすくなるよう、メトロに働きかけたいと思います。
18	たき火や乗馬など近隣に不安に思わせるものはやらない
19	【救急車及び救急センターの拡充】 麴町消防署の職員さんから聞いたお話で、番町エリアは火事は少ないが救急の電話が多いそうで、それに対し救急車が永田町出張所に1台のみとのことでした。東京消防庁のウェブサイトにも救急車が足りないと書いてありますので、お年寄りの多い番町エリアでは救急車の置き場を追加確保する必要があるように思います。
20	治安・風紀の悪化防止の恒常的活動の体制確立： ・日本テレビのスタジオ棟で制作される番組の視聴者が、スタジオ棟退出後に、番町文人通り沿いの空地で、集まって飲酒・歓談（路上飲酒など）を続けていることが見受けられると聞いています。日テレ敷地に、スタジオ棟に加えて、超高層のテナントビルができると、日テレ敷地全域でこのような行動が一層盛んになることも懸念されます。 ・ついては、定常的な見回りが行われ、このような人には、適時適切に、散会、撤収を促す活動が定常的に確保されることが必要です。 ・このような活動が恒常的に行われて効果を挙げるようにする体制の確立を提案します。

④憩いの場の創出

No.	アイデア
21	番町は風格や落ち着きがあって素敵な町だと思います。憩いの場があるともっと良くなると思います。バッタリ会った知人と、ちょっと立ち話をしようにも、通りの邪魔にならないか、ご近所のご迷惑にならないかと憚られる。椅子のある広場や緑地があると嬉しい。歩きたくなる広々とした並木道もあると嬉しい。（緑はヒートアイランド対策にもなるそうですし。フラワーロードは、有志によって花が植えられていると聞きました。素晴らしい取り組みだと思います。花を愛し、緑を愛し、人を、町を愛する心温まる街になると良いと思います。

アイデア提案

④憩いの場の創出（つづき）

No.	アイデア
22	番町麴町は、歴史と伝統が息づく、落ち着いた雰囲気のある街です。 しかし、近年では、子どもの遊び場不足や、地域住民の交流機会の減少といった課題も耳にするようになりました。 そこで、私は、地域での活動経験を活かし、「番町をよくするアイデア」を提案します。 多世代交流の場としてのコミュニティスペース、全天候型屋内プレイパーク、タウンミーティング、地域メディアの運営 これらの提案を通して、番町麴町が、多世代が交流し、子どもたちの笑顔があふれ、住民の声が反映される、より活気のある街になることを願っています。 ●多世代交流の場としてのコミュニティスペース 従来のコミュニティスペースの概念を超え、様々な世代の交流を促進する場を創造します。 キッチンスタジオ: 料理教室や食育イベントを通して、食を通じた交流を促進します。 銭湯: 地域住民の憩いの場として、世代を超えた交流を生み出すとともに、健康増進にも貢献します。 図書スペース: 子どもから大人まで楽しめる図書を揃え、読書会や勉強会などを開催します。 ●全天候型屋内プレイパーク 近年の酷暑や、乳幼児の安全面を考慮し、天候に左右されず、誰もが安心して遊べる屋内プレイパークを整備します。 乳幼児専用スペース: 安全に配慮した遊具を設置し、おむつ替えや授乳スペースも完備します。 ユニバーサルデザイン: 車いすやベビーカーでも利用しやすいよう、段差をなくす、広々とした通路を確保するなど、ユニバーサルデザインに配慮します。 多様な遊具: 年齢や発達段階に合わせた遊具を揃え、子どもたちの好奇心と創造性を刺激します。
23	●日テレが広場を作るそうですが、老若男女の住民が休日に憩える広場にしてほしいです。 客寄せ、賑わいづくりを目的としたイベント広場は反対です。 音、異臭を発するようなイベントの開催は反対です。 ●マイクを使用するようなイベントは年1回の盆踊り位で十分だと思います。 ●番町周辺には東郷公園、外濠公園もあります。これらすべての広場や公園を包括的に管理するシステムが必要だと思います。 日テレの公開空地だけを管理するエリアマネジメントではなく、イベントの規模や目的に応じた広場を割り振るシステムが必要です。 ●外濠公園の利用率を高め、区の収益アップにもつながるといいと思います。 ●外濠公園に開閉式の天井、壁を作り、全天候、様々なイベントに使えらる公園にしたらよいと思います。

アイデア提案

⑤その他

No.	アイデア
24	参考資料として添付している第 9 回日テレ協議会のアンケート集計オープンハウスの実施計画が参考になるのではないかと。ここでは「日テレ通りに感じる魅力」と「日テレ通りをより良くするために必要と思う機能・施設」がまとめられており、上位に位置づけられている魅力や機能・施設は何れも納得感のあるものとなっている。これを活用しない手はないと思う。
25	○日テレ跡地に二番町地区地区計画を変更して建設・整備される街区公園並みの空地と超高層ビルの屋上や側面を活用して、三井住友海上駿河台ビルに倣い、緑地内にバードパスとビオトープをつくり、エコロジカルワークにも寄与しバードウォッチングもできる場所をつくることを提案します。 ・三井住友海上駿河台ビルの緑地は、高層ビル屋上にイワツバメが営巣するようになっており、千代田区の「平成 28 年度生物多様性大賞」最優秀賞を受賞している施設で、生物多様性に加えて、地球温暖化対策、自然環境教育推進など様々な観点から素晴らしい施設になっています。 ・千代田区には、残念ながら、これにつづく環境整備、特に、イワツバメが来るような場所は、番町麴町以外では、たくさん的高層建築物が建てられていながら、今のところできていないと思います。番町麴町地区にも、同様の施設が配置されることは、番町麴町の住民のみならず、千代田区全体にとっても、望ましいことと思います。 ・日テレ再開発では、超高層ビルが建てられることになっていますので、番町地区に、駿河台に倣って、自然界では断崖絶壁に営巣するイワツバメ（ヒメアマツバメ）は超高層ビルの屋上にコロニーをつくり、ビル壁面に沿って飛翔するのがみられ、その他さまざまな種類の野鳥のバードウォッチングを楽しめる場ができれば、広範な年齢の子供たち、子育て家族から高齢者まで、この街区内の多くの人々に、素敵な環境を提供できるようになり、心からの地域貢献を望んでいると言われる日本テレビにとっても願いが叶い、申し分のないものになると思います。
26	●タウンミーティング 地域住民が主体的に地域課題について話し合い、解決策を探る場として、タウンミーティングを定期的開催します。 地域課題の共有： 防犯対策、防災対策、環境問題、子育て支援など、地域課題を共有し、解決策を検討します。 専門家による勉強会： 専門家を招き、地域課題に関する知識を深める機会を設けます。 相談窓口： 悩みや困りごとを相談できる窓口を設け、地域住民同士の助け合いの精神を育みます。 ●地域メディアの運営 番町エリアの情報発信を強化し、地域住民の QOL 向上に貢献します。 地域情報サイト： イベント情報、お店の紹介、地域住民のインタビューなどを掲載します。 地域新聞： 地域のニュース、住民の活動報告、コラムなどを掲載し、地域への愛着を育みます。 コミュニティ FM： 地域密着型の番組を制作・放送し、地域住民の声を届けます。

アイデア提案

⑤その他（つづき）

No.	アイデア
27	当園のこどもたちは東郷公園や千鳥ヶ淵公園や番町の森などにお散歩に行って、遊具で遊んだり、走り回ったり、葉っぱや虫を探したり触ったりしています。 マンションの周りでお散歩したり、遊んだりしていると静かにするよう注意されることもあります。 こどもたちが元気に遊べる場所をたくさん作ってほしいです。
28	【駐輪場の拡充】 番町エリアではマンションにお住まいの方が9割以上とのことですが、基本的に多くのマンションは1室につき1台の駐輪場しか設けておらず、それ以下のマンションもあります。子供を自転車に乗せてあげたいのですが、置き場がなくて困っています。既存マンションが駐輪場を拡充することに対する助成金制度や空いている駐輪場を地域住民へ貸し出すような取り組みがあると大変助かります。
29	地域の保育園の園長先生から聞いたのですが、隣接マンションから地域のカラーではないという理由でクレームが入るため、園の窓を開けられない、園庭で子供を遊ばせられない、園の前で保護者がお迎え待ちできない、といった状態だそうです。一部のマンションからは承諾を得られ、その方向の窓だけは開けられるそうです。これについてどう思うかシンポジウムでもご検討頂きたいです。

■番町次世代シンポジウム 当日の発言内容

全体対話の発言内容

■「皆さんの自己紹介や加藤先生の講話の感想」「番町で取り組みたいと思っているテーマやアイデア」等について、3～4人のグループを作り対話を行った

1 グループ 加藤先生からお話をいただいた「限られた情報で判断しない」ということに対して、それが限られた情報なのか、適切な情報なのかっていうのを判断するのが難しいよね、という話が出ました。ただ、あってはならない未来の共有っていうのはみんなで共有できそうなので、そこから話を始めて、そのために何をするのかっていうのを考えていくっていう方法がありますね、というようなことが出ていました。

あと、子育てをしてみて、すごく気持ち良かったから好きになったとか、今子育てをしていて、まさに本当にそう思ってるよ、という話もありました。あとは日テレの再開発の話が出てきた際には、繁華街になっちゃうと困るんだけど、全く静かなところで地域活性化じゃなくなっちゃうのも困るよねと。その辺がほど良い感じになって、住んでいる人も学校に行っている人も今の快適な環境が守られるようなふうにしていけるといいね、という話がありました。

2 グループ 初めの班が言われていたように「あってはならない未来です」とか「こんなまちには住みたくないよね」というところで、ちょっとびっくりしました。なぜ今そんなことになっちゃうのかなっていうので、実は私達知らないことが多すぎるんじゃないか、いろんな研修会みたいなものとか、そういった機会がありますよ、と言われても実はよくわかっていないし、今回こういうのに初めて参加して、こういう取り組みをいつもされているのかといったらどうもそうではない。そういった意味で、本日のようにもっとオープンに、今回のワールドカフェみたいな感じでもいいんですけど、もっともっとみんながいろんな話ができるようなそういったものを、ぜひ区の方には積極的に主催していただきたいな、みんなに教えて欲しいな、というような意見がまず出ました。それで、round2では、番町に住んでいて「いいよね」というような話になったんですけど、そこで治安の良さというものが取り上げられました。ただ、新しい住民の方も多くて、私達が当然と思っているようなことが共有できないようなシーンがあるんじゃないかという意見が出ています。そうなったときに、やはりいいところだからみんな来たい、そういう情報を持って大勢の方がいらっしゃるんですけども、いいところを望んで来たのだから、さらに良くなるように一緒にまち作りに協力して行って欲しい、そういうふうに伝えていくといいのかな、というような話がround2では出ました。round3ではそれを共有しました。

3 グループ かなり主観も入りますけれどご説明します。round1では、番町小学校に関係ある方が2人いらっしゃったんですけど、卒業した後はコミュニティが全くなり、関係がなくなり、相続税があまりにも高いので、次の世代が住めないということもあるんだろうと。その中で、コミュニケーションを保っていくためのものとして、一つは町会というのがあるんです。町会は比較的興味ある人は意外と多いんだけど、町会にどうやって入っていいかわからないし、町会自体が開かれていない、このやり方がもう少しあるんじゃないかということがありました。それから、「あってはならない/なってほしい」というところでは、今の番町の森は、子供は遊べてとてもいいんじゃないかという話になって、今回、日テレエリアの1つに今の番町の森のような、緑豊か

で、それらが見えるようなところに本当になっていくんだろ、なってほしいね、という使い方の辺について議論がありました。そのためにはエリアマネジメントが重要だと、エリアマネジメントというのを日テレにやらせるんじゃなくて、住民が一緒になって主体的にやるべきで、おそらくその費用も公共が出すべきだという話になりました。ボランティアでやるべきだという話に対しては、いろんな議論がありました。

それから round3 では、取り組みたいテーマとして銭湯が欲しいという話がありました。これは何かというと、先ほども話に出ましたがコミュニティの場ですね。そのための一つは、自動車のスピード制限、例えばハンプやクランプを設けて、とにかく遊歩道を広げる。No.4 っていうオープンカフェがあって、何で今流行っているのか。広々とした遊歩道にオープンテラス、オープンカフェが広がるようにして、地域の周辺の飲食店が自分のアイディアと工夫でやるようになると、とても楽しいんじゃないかという話が出ました。

4 グループ 番町の良さということを標語的に言うと、一番に「災害に強い」「治安が良い」「インフラが整っている」「教育環境がいい」また、「安心安全」「文化」「落ち着き」ということがキーワードとして出てきました。これらを大事にしていきたい、大事にしていく上で、ハード面では、防災の強化ということで電柱の地下化を進めてほしい。ソフト面では、外国人が急増しているので、外国人に対しても、例えば教育が行き届くような環境を作ってほしい。それから町会と、新住民といいますか、新しく入ってきた特に若い世代の方々の融合の機会を増やしてほしいということです。象徴的な言い方をすると、金太郎飴のようなどこにでもあるまちにはしたくない。今の良さをぜひ維持していきたいということでした。私の方から「そのためにこのような会議があるのではないのかな」と申し上げたら、ある方から「区役所のアリバイ作りにはしないで欲しい」というコメントがありましたのでお伝えいたします。

5 グループ まとめることはできないんですけれども、最初に自己紹介をしたとき、ちょっと若い世代がいたので、学校の話とか、学校も一つのコミュニティの場になるという話もしてたんですけど、番町の良さというのは、都市なのに案外地味なまちでお屋敷街のイメージがあるというような、みんなそれぞれ番町がいいなっている思いがあった。ただその番町というもののイメージが、世代やどのぐらい住んでいるか、いつ来たかといった状況によって違うので、それを今後どうやって統一していくのが大事。それから、町会の話が意外と出ていて、マンションの住民だと「お祭りとかに券をもらったりするんだけど、町会って何？」というようなことで、よくわかっていない。今回のいろんな問題の本質について、合意形成がなされていなかったり情報公開がされてなかったりということが結構問題だったのかなと思います。そういう意味では各町の町会は結構大事な場所だと思うんですけれども、割とクローズされてしまって入りにくいということなので、新しい形の町会のようなものがあるといいんじゃないかというような話がありました。

日テレのことに限っては、大きな広場を作るという意味では最後の機会なので、2500 平米の広場は非常に良いということで、その経済の合理性を考えると、それは高さが高くなっても仕方がないんじゃないかという意見がある一方、経済合理性だけを求めたら、番町の価値が下がってしまうからそこは気をつけなければいけないということと、今後の 2500 平米の広場の運営に関しては、誰が管理するのか、誰がお金を出すのか、ボランティアなのかどうなのかというところが今

後一番大事になってくるのではないかと思います。あとは、防災も気になる、電柱をなくしたい、という話も出ていました。まともらなくて申し訳ないです。

6 グループ まず round1 では、番町は閉鎖的なイメージがあった中で、日本テレビが行っている盆踊りで番町を活性化していきたいという思いが強い。そこで、番町を活性化させていくにあたって round2 で出た答えが、「もっと地域に関心を持ってもらうために、情報伝達・公開をもっと広げていかなければならないのではないか」という意見が大半を占めました。その中でも、Instagramでも情報公開するなど、また、自分で探すという負担を起こさないようにするためにも、皆さんに情報が来るように、千代田区でも情報公開にもっと力を入れていきたいという考えがありました。都市計画は住民のもので、どのようなことに興味があるのかであったり、情報公開をオープンにすることが一番で、こういうことがありますよという情報伝達を、千代田区全体としてもっと工夫していきたいという意見が出ました。よろしくお願いします。

7 グループ ここでは、都市型の自然緑化、ビオトープや防災、子供の教育とか、誰でも使える広場が欲しいとか、そういう話が出ました。ビル風もどうなるかとかいう話も出ましたが、私の意見としては、番町はもう昔の番町ではないのですよ。番町でボランティアが育たないという話もありますし、何十年もボランティアしてる私にとっては、本当に番町ってなかなか難しいのですがね。テーブルに港区の方がいらして、港区はものすごく開発がうまくできていて、港区から番町に越してきた人が非常に上手に開発をしてくれたという話をしていたんです。警備の人がたくさんいて、夜も怖くないしという話があったりして。

だから、考え方だと思うんですよ。広場を広くとって、そこで防災と教育とビオトープみたいな自然環境と融合させるといいと思うんですけど、いかがでしょうか？

アイデアづくりワークショップの発言内容

■「番町で取り組みたいと思っているテーマやアイデア」を各自が考えを発表した

- ・ 防災広場とビオトープ、多世代が参加できるスパが欲しいです
- ・ 防災とチョウチョのツリー、実のなる木々の世界？
- ・ 多世代や多様性を生かした活動
- ・ 地域コミュニティの支援、イベント開催など
- ・ 2500 平米の広場の有効利用方法の開発
- ・ 新旧住民の友好、長く住み続けることのできる政策に期待
- ・ 番町地域の活性化に取り組んでいきたいと思います
- ・ 番町地域イベントの多種多様な活性化です
- ・ みんなのための憩いの場づくりです
- ・ これからの形とより良い開発の形とより良い広場の運営
- ・ 番町の子供にバスケットボールを、ボール遊びさせたい！
- ・ 駅にエレベーターを＋子供の遊び場をもっと！
- ・ 日テレ×千代田区イベント＝週末ビオトープ旅
目的：町内会強化・子供の学び
- ・ 地域空間盛り上げ隊の作成、インスタで番町地域の情報プラットフォームをつくる、クラブ活動を通して新しい形の地域ネットワークをつくる
- ・ 番町で再開発に携わりたい、住民の意見聴取を行いたい、テーマとしては「Open Future by art」という形での未来の開発を考えました
- ・ 誰でも気軽に参加できるイベントに参加して、多様な人と知り合いたい
- ・ 全番町・オール番町で、気持ちとしては番町と名のつくところだけでなく、お堀の西側全部を統括したいということだが、今まで知っていることや技術だけでなく、新しいテクノロジーや工夫と協力で問題を解決出来たらうれしいと思います
- ・ 住み続けられるまち、銭湯のあるまち
- ・ いつでも遊べる全天候型の遊び場
- ・ 広い遊歩道を作り、オープンテラス・青空カフェを出すことを推進する
ハンプ、クランプなどで、自動車走行スピードを制限し、歩行者を守る
- ・ 安全でゆっくりできるまちでありたい、住み続けられるとは何か、誰のことなのか
- ・ 番町エリアのまちなみの保全と発展です
- ・ 抽象的なんですけど、歴史の共有（美観・デザイン）です
- ・ 絵を書く、伝える、です
- ・ この場で、番町のまちへの愛着心というものが、多くの住民が共有できるものだとは再認識しました。それを前提にして、住民が感じていること、考えていることを意見交換する場の必要性が今後ますます求められると感じました。今の時代、みんないろんなことを感じているし、それを言える雰囲気も出来てきたので、すごく良いなと思っているし、そのための情報伝達の仕方・メディアのあり方の工夫が必要なんだろうと思います。何よりも、情報公開の重要性を痛感しました。
- ・ イベントや町会などの情報発信用 SNS の運用、子供を性犯罪や闇バイトから守るための専門家とのコラボによる講演
- ・ 静かで品位のある番町の維持と公共の役割の確認
- ・ 番町の良さは落ち着き、したがって、静寂を求め、賑わいを抑えたい

アイデアづくりワークショップの発言内容

■各自が考えたテーマやアイデアを見て、似た考えを書いた人等とグループを作り意見交換し、グループ内で投票した上位のアイデアを全員で共有した

Aグループ 4人のうち2人は絵描きさんでした。残りの2人は番町の住民ですけれども。従って、芸術のまちにしたい、音がないイベントとかゲーム展覧会とかギャラリーとかありますが、要は象徴的には展覧会や美術館があるまちにしたいというのが一番でした。それからこれは刺激的なんですけれども、昼間人口を抑制すべきであると。それは、車の通り抜けの禁止とか、マンションをつくるときに石垣の保存をすとか、そういうことによって、昼間人口を減らす、逆に言うとオフィスビルよりもマンションを優先したらどうかという感じです。それからもう一つは緑や街路樹の三つを挙げました。

Bグループ 2人だったんですけど、抽象的な良い開発っていうのと、広場の運営と全番町・オール番町というところが双方のアイディア・出発点だったので、まず人が優先、歩道をもっと広く、広場ではなくて歩道を広くする。そのやり方としては、建物が出来るときに塀を引っ込めて歩道にするとその分広がる。これは各々の建物で協力する。それからイベントは一時的なものなので、道路ジャックで、道路をそのときは止めて。次に、この一番下に「大きいことはいいことだの時代は終わり」と書いてあるんですけど、何でもできるように広いところを確保しようとする、結果的に何もできないので、目的別にするという事で、イベントは道をジャックしてそこで行えばいいんじゃないか、ということです。

Cグループ これがすごく発表が難しくて、この通り10個テーマが出たんですけども、星印をつけているうちに、これ全て共通項目だという話になりまして。例えば一番票が集まったのが建物の外観ルールブック（例えば高さ色形材質など）を作るんだと。でも、これって「番町はどういうまちかを教える」ということと「ビルの高層化の制限」とか、それらとみんな一緒だよなって話になっちゃいまして。それから、「安心安全なまちづくり」に票が集まっているんですけど、その中に「広い遊歩道を作る」「緑を増やす」「ハンプやクランクを作って自動車のスピードを強制的に制限する」など、全て含むとなっちゃいまして。「ルールブックを作って番町がどういうまちかを教える」というのも「賑わいが不要」とか「番町の特徴を増やす」とか、話しているうちに全部に共通だということで、「共通的に全部に票が入る形になっちゃうな」という話になっちゃいました。この辺で勘弁してください。

Dグループ 私達は多世代・多様性でちょっとゆるいイベントを開きたいということで20数個出しましたけれども、それで投票してみましたら、大体2票入ったのが5つあるんですね。まず、希望する人でゴミ拾いの後、みんなでお茶する、それからお茶会をする「番町で番茶、飲み比べ」と。それから、次は外国人の方が多いので外国人の方による調理会、昔に区でやっていただいたこともありますけど、そういうのがまたできると楽しいかなと。こちらは、まずまち歩き系なんですけど、まちのいいところ探しをして、みんなを集めてそれを出し合ってやる。最後は、文人通りでは文人さんをいっぱい輩出していますけど、その人たちの本を読む読書会をしてみてもいいかなということも2票ずつ集めました。

Eグループ 本当にまとめるのが難しいですけど、とにかく町内会で新旧の方が繋がるようにオンラインで情報発信をしたり、相談ができるようになったりしたらいいなという話と、住み続けられるためには区民住宅とか住宅を充実させた方がいいんじゃないかと。あと、住みやすさということでバリアフリーということで、例えば駅のエレベーターをもっと増やすとか、土手道をバリアフリーにするとかっていう話が出ました。あと子供たちという観点で、ボール遊びができる場所を増やしたいとか、企業とコラボして、自然と触れ合うイベントみたいなものもあったら、もっと住みやすくなって番町が活性化するんじゃないか、という話になりました。先ほどの発表にもありましたけれども、番町の歴史、文人通りとか、すごい貴重な歴史がいっぱいあるんだから、そういうことをもっとアピールできるように、学校の番長みたいな感じで、インフルエンサーがまちにいたらいいんじゃないか、半蔵門駅の音楽を瀧廉太郎に変えとか、もっと番町らしさを出していったらいいんじゃないかという話で終わりました。

Fグループ 「再開発の広場をどう有効活用していくか」というのがテーマでした。その中でアイデアが出たんですけど、広場と広場を取り巻くビルの中をどんな使い方をしたらいいか、というところで、一番は住民の方が日々の食を満たせばということで。イメージとしては、デパ地下とか、戸越銀座がビルの中にあるみたいな、食べたいもの、色んな美味しいものがすぐに見えるようなお店があるといいね、と。

次に多かったのが銭湯ですね。最近、原宿の東急ビルの中に小杉湯が入って人気らしいですけど、それに近い近所の人とかがさっと風呂に入れて、隣近所の人がこんにちは、と言えるような銭湯があるといいね、という話です。これと少し関連するんですけど、それが防災にも繋がる。要は水をためたりすぐ水が出る場所があることは防災に繋がるということなんですけど。それも含めて広場が、地域の人たちがいざというときに何か役に立つ場所になるといいなというアイデアでした。

Gグループ 「子供たちに遊び場所を作りたい」というところがテーマでした。私の子供がバスケットボールをやっているんですけど、千代田区のバスケット協会とか、所属している子供たちの人数、数百人がこの狭い千代田区にいますね。バスケット狭くてもできるんですよ、3on3 って 15m×11m のコートがあれば出来ますし、2500 m² のその広場にバスケットコートの一部作ってもらうだけで、子供たちのサードプレイスになって、全身運動のスポーツができて、スポーツしてる子供がカッコいいなというのを子供たちが見ることができて、親子のコミュニケーション、地域のコミュニケーションも生まれますし、イベントを作ることも出来ますし、3on3 の大会をすることでBリーグだとか、3on3 のプロリーグから選手が来て、みんなで盛り上がるような地域イベントも作りやすいので、子供たちと一緒にそういったことをやりたいなという話をして盛り上がりました。

まとめの発言内容

■一人一人が考えたシンポジウムに参加して「最も良かった事」、「新しく知った事」を全員で共有した

一人目 私は番町に住んで8年目ぐらいですけれども、今日初めて広報紙とかそういうのでしか知らなかった、特に番町に長く暮らしていいらっしゃる方の声や思いが知れたというのが私にとって一番良いことでした。例えば、日テレの問題で汗をかかれた方がどういう思いでやられているとかですね、文人の話とかそういう歴史の話を大事にされているといった話は、広報紙を見ているだけだとピンとこないところもあったんですが、そういうものを支えていらっしゃる方がいて、私みたいな者が新しく増えてるんだなというのを実感したのが最も良かったことです。新しかったことは、例えば子供の遊び場、ボール遊びができるというニーズであったり、バスケットゴールがまさか全部の小学校にないとかそんなこと知らなかった。銭湯やスーパーを求めていらっしゃる方がこんなにいるんだというのが私としては衝撃だったので、本当に聞かないとわからないことがいっぱいあるなというのが今日新しく知れたことです。参加させていただきありがとうございました。

二人目 自己紹介時に話しましたが、私は埼玉県に住んでいて、東京の大手町で勤務しています。その中で最も良かったこととしては、自分のテーブルの方と一緒に意見交換をした際に、私と一緒にになった方の中でも、皆さんの意見が結構すさまじくて、私が提案した内容でも皆さんが快く受け入れていただき、本当にありがとうございます。そこが最も良かったことです。

また新しく知れたこととしては、「お子さんがスポーツを行うに当たって」というテーマに関してです。私も主にスポーツ分野で、障害者スポーツに競技者としても力を入れている中で、例に挙げたバスケットボールをやる上での設備環境をもっと改善したい、整えたいという意見が出たことから、スポーツ面での課題に対しても意見をしっかり聞くことができたことが新しく知れたことです。短い時間でしたがありがとうございました。

三人目 最も良かったこと、新しく知ったことは同じなんですけども、今日30人の方が集まっていて、みんなほとんど同じ意見だと思ったんですね。同じ意見というのは、みんな番町を好きで、番町を良くしたいと思っていたというのが30人全員だったというのが最も良かったことです。

新しく知れたことでいうと、皆さんコミュニケーションを取りたがっているということがよくわかりました。そういう意味では、町会がもっと頑張ってくれて、町会に入りやすくしたいとかですね。これだけ同じことを考えて同じように良くしたいと思っているんですから、加藤先生が言われたように、マネジメント次第でうまくいくんじゃないかなと。やり方と誘導の仕方次第なんじゃないかなと思ったのがとても印象的でした。

四人目 先ほどの最後のセッションで案を出して、皆さんも同じような話、案を出されていた方が多かったのです。番町は歴史的に武家屋敷のエリアから始まって、文人通りですけど、文化人が多く住んでいてというのを誇りに思って住んでいる方が、新しく入って来られた方も含め多いと思うんですね。でもご存知ないまま入って来られる方もいらっしゃると思うので、そういった情報を決して上からではなく、共有して価値観を共有して、いいところは取り入れながらも、昔から続いているものを続けていけたらな、番町教室みたいなものがあたらいいなみたいな話をした

んですけど、他のグループの発表でも似たようなお話があったので、やっぱり皆さん結構同じような価値観を共有されているんだというのがよかったと思います。

五人目 本当に最も良かったなと思ったのは、中学のころから番町に住まれている方は、地元がとにかく好きで、とにかく地元のことをよく知っている。私もいろんな統計データとか見てきたんですけど、それ以上によく知っていらっしゃるので、その番町愛の凄さが、本当に知れてよかったなと。ただやっぱりそこに日本テレビがどう乗っかってくるのかというのが大事だということがわかったかなと思います。

新しく知れたことというのは、やっぱり昔の古き良きを大事にしすぎるあまり、どこか排他的な部分がちょっとあるなというのは、いろんな方の意見で聞かれました。でも、新しく入って来てる方も何人もいらっしゃいますね。そこですごく感じたのが、オンラインで町内会をやった方がいいんじゃないかということで、我々のチームは盛り上がったんですね。それぐらい、情報共有というのが求められている。だから、日本テレビがどこまでやるかわかりませんが、放送局がやれることってそういうところのハブでもあるのかなとか、情報発信が得意な会社なので、そういうことをしっかり対話して、日本テレビにちゃんと伝えていきたいと思ったりしています。アドバイザーの方も願っていただいていますけど、そういうことです。個人として思ったことを今日は申し上げたということでございます。ありがとうございました。

番町次世代シンポジウム アンケート

本日は「番町次世代シンポジウム」にご参加いただきありがとうございます。

アンケートにご協力をお願いいたします。

なお、アンケート結果は区ホームページ、千代田区議会・委員会、都市計画審議会等に説明(公表)させていただきます。予めご了承ください。

■あなた自身のことについて

年代	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80歳以上
性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ 答えたくない
職業	☐ 会社員 ☐ 自営業 ☐ 公務員 ☐ 専業主婦・主夫 ☐ 学生 ☐ その他
番町地区との関わり	☐ 番町地区に在住 ☐ 番町地区に通勤・通学 ☐ その他()

■これまでの番町地区の説明会等の参加について

Q1	番町地区でこれまでに開催された説明会や公聴会、オープンハウス等に参加したことはありますか。
☐ 何回か参加した ☐ 一度参加した ☐ 知っていたが参加したことはない ☐ 知らなかった	

■本日のシンポジウムについて

Q2	本日のシンポジウムを知ったきっかけをお教えてください。
☐ 区ホームページ ☐ 広報千代田 ☐ 区ポータルサイト ☐ 掲示板 ☐ 知人から聞いて ☐ その他	
Q3	本日のシンポジウムの満足度をお教えてください。
☐ とても良かった ☐ まあまあ良かった ☐ あまり良くなかった ☐ 全く良くなかった ⇒そのように感じた理由	
Q4	ワールドカフェの全体共有の中で、特に印象に残った意見や内容をお教えてください。
Q5	チェックアウト(Good & New)の中で、特に印象に残った意見や内容をお教えてください。

裏面へ続きます

Q6	シンポジウムの参加前と参加後で、変わったことがあれば教えてください。
Q7	今回のように、多様なメンバーと意見交換を行う場が番町地区に必要と感じましたか。
☐ とてもそう思う ☐ そう思う ☐ あまり思わない ☐ 全く思わない ⇒そのように感じた理由	
Q8	Q7で「とてもそう思う」「そう思う」とお答えした方にお伺いします。 意見交換の方法について、ご意見があれば教えてください。
Q9	今回のシンポジウムを踏まえ、改めて思い描く番町地域の将来像などがあれば教えてください。

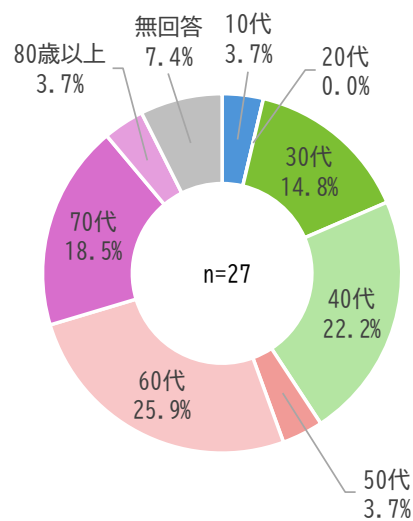
～アンケートは以上です。シンポジウムのご参加及びアンケートへのご協力ありがとうございました。～

番町次世代シンポジウム アンケート 集計

■あなた自身のことについて

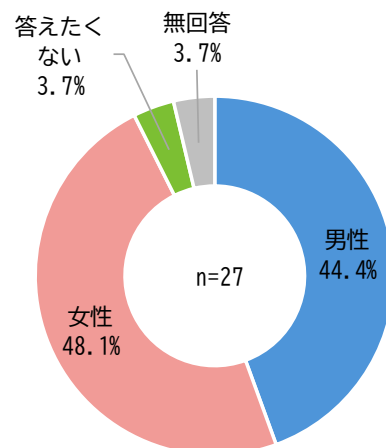
【年代】

		回答数	割合
1	10代	1	3.7%
2	20代	0	0.0%
3	30代	4	14.8%
4	40代	6	22.2%
5	50代	1	3.7%
6	60代	7	25.9%
7	70代	5	18.5%
8	80歳以上	1	3.7%
9	無回答	2	7.4%
	計	27	100.0%



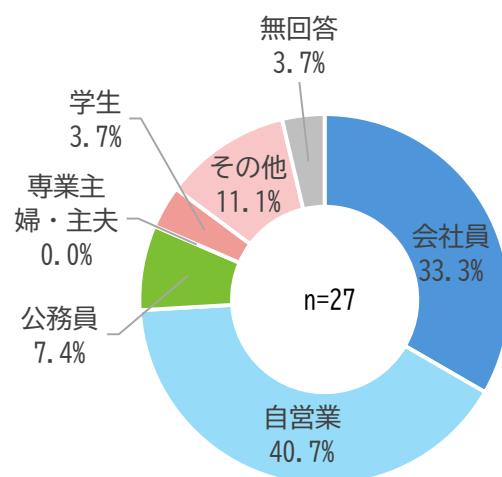
【性別】

		回答数	割合
1	男性	12	44.4%
2	女性	13	48.1%
3	答えたくない	1	3.7%
4	無回答	1	3.7%
	計	27	100.0%



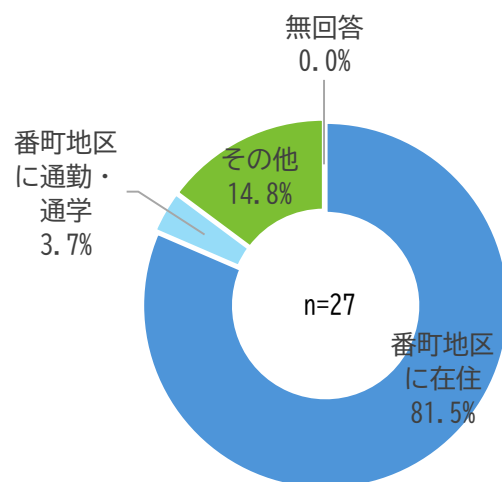
【職業】

		回答数	割合
1	会社員	9	33.3%
2	自営業	11	40.7%
3	公務員	2	7.4%
4	専業主婦・主夫	0	0.0%
5	学生	1	3.7%
6	その他	3	11.1%
7	無回答	1	3.7%
	計	27	100.0%



【番町との関わり】

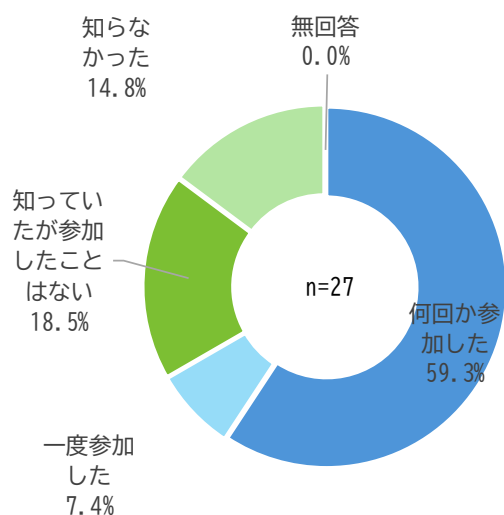
		回答数	割合
1	番町地区に在住	22	81.5%
2	番町地区に通勤・通学	1	3.7%
3	その他	4	14.8%
4	無回答	0	0.0%
	計	27	100.0%



■これまでの番町地区の説明会等の参加について

Q1 番町地区でこれまでに開催された説明会や公聴会、オープンハウス等に
参加したことはありますか。

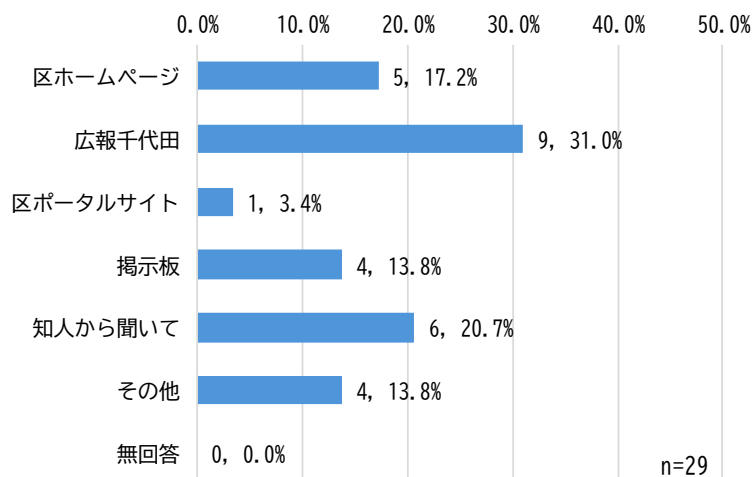
		回答数	割合
1	何回か参加した	16	59.3%
2	一度参加した	2	7.4%
3	知っていたが参加したことはない	5	18.5%
4	知らなかった	4	14.8%
5	無回答	0	0.0%
計		27	100.0%



■本日のシンポジウムについて

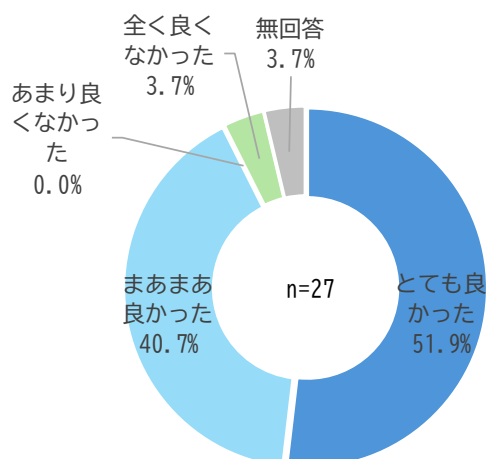
Q2 本日のシンポジウムを知ったきっかけをお教えてください。（複数回答含む）

		回答数	割合
1	区ホームページ	5	17.2%
2	広報千代田	9	31.0%
3	区ポータルサイト	1	3.4%
4	掲示板	4	13.8%
5	知人から聞いて	6	20.7%
6	その他	4	13.8%
7	無回答	0	0.0%
計		29	—



Q3-1：本日のシンポジウムの満足度をお教えてください。

		回答数	割合
1	とても良かった	14	51.9%
2	まあまあ良かった	11	40.7%
3	あまり良くなかった	0	0.0%
4	全く良くなかった	1	3.7%
5	無回答	1	3.7%
計		27	100.0%



Q3-2：そのように感じた理由

・同じ町に住む方の想いが可視化された。
・この場で出されたアイデア、意見がどのように生かされていくのかが分からなかった。
自分とは異なる意見、アイディアを聞くことができた。
色々な人に会って色々な話を聞いた
多くの方のご意見を伺えた
30人皆さんが番町が好きで殆ど同じように感じていることが分かった。町会のあり方も問題に思っていることも分かった。
知らなかった価値観を知れた。
事前の情報提供があるととっても良かった。（当日の流れなど）
いろいろな方とコミュニケーションを取ることができた。
番町について知れたし、住民の方の意見を聞いた
建設的な意見も多くあり、前向きな場だったと思う
企画自体が画期的。今後も継続していくことが大事で必要だと痛感。意見交換をメンバーを変えて。
番町の住人の方がどれだけこの街に愛情を持っているかを認識したし、次世代にも残したい思いで行動されているのだと感じられた。多世代の方と意見交換できて良かった。
立場の違う方の意見を聞いた
交流の機会が得られた
けんか腰の方が少なく、穏やかに前向きな意見を言っていらっしゃる方が多かったのです。

番町の在住者の方のお考えを知れました。

こういった区主催の、住民が地域の未来を話し合う場は今回が初の試みということで、まずは開催されたことに意義があると思いました。この機会に感謝いたします。

番町に長年住んでいる方々の多くが私と同じような価値観を持っていると分かったこともうれしい発見でした。

ただ、各セッションでグループを組む際は各々に任せるのではなく、機械的な方法でランダムな組み合わせになるようにすれば、より異なった意見 参加者にも触れられたのではないかと思います。

また、何人かの参加者について疑問を感じました。番町がどうというよりご自分の活動に関するご意見が多く、シンポジウムの趣旨に合っていないのでは、というのが正直な感想です。

次回からは、せめて番町と何らかの関わりと思い入れがある方に限定していただきたいと強く思います。

・ 附帯決議に基づく「前向きに話し合える場」では全くなかった。本当に参加したい関係者がはねられて、関係のない人が参加していた（在住・在勤・在学でもない方が数人、また区内在勤だが「番町を知らない」人まで入っていた。上の回答でも「その他」とあるが、選択肢としておかしい）。

・ 参加者が正しい情報に基づいて話していないこともあり、無責任な発言が多いと感じた。

・ 「附帯決議」が何か、今日はそれに基づく話なのか、全然知らずに来ていた人がいた。募集要項にもそのようなことは書いてなかったから当然だと思う。区がまず二番町再開発・附帯決議では何が求められているかについての説明会を行い、しっかり理解された上で、「すべての」関係者が参加できる場がもたれなければ、「附帯決議に基づく『前向きな話し合いの場』にはならない。

・ 附帯決議で求められているのは「二分している地区の融和」であり、「なお、日テレ通り全体のまちづくり」は追加事項でしかない。それを一緒にして議論し、二番町地区を抜き出すというのは順序が逆である。

ふんわりした「あったらいいもの、よさそうなもの」を聞いて盛り上げ、雰囲気はよくなった、というアリバイ作りをされた感じがした。

・ 地区を二分しているのは、① 狭い道路沿いに超高層が建ち、容積率が 1.5 倍も増えることへの恐怖

② 「あったらよさそう」程度のものを盛り込んで、人流が増え、インフラが圧迫され、喧噪化すること、一言で言えば、「番町環境が変わってしまうこと」、であるのだから、附帯決議に基づき「高さや容積率を下げ、環境への影響を減らす努力」に注力しなければ、納得は得られない。

それを、逆に地域の希望をブレストでわざわざひねり出して積み上げ、やはり大きなものが必要で、「皆様のためになることをするから人流がふえる（すでに日テレはそう言っている）」という話に持ってゆくのは本末転倒である。

・区も事業者も環境評価をはっきり表に出さず、(別の場でだが)区は住民に対し「探せばどこかにある」、と投げた言い方をした。住民が探し出しても、「容積率が1.5倍に増えるのに、就業者数の増加は1.3倍である」とか、「歩行者の増加分は、就業者数の増加によるものではなく、店舗に来る人の増加分である」などとしていて理解できない。まずこれらについて区から納得のいく説明をしてもらいたい。これが住民の一番の関心事であり、本当に番町の次世代を語るなら、環境問題の整理が不可欠である。

・イベントの騒音で困っているが、連絡先がわからず、仕方なく窓を閉めたり、外出してしのいでいる人や、4～5時間もシンポジウムに時間をとる体力も時間もない弱者、またこうした作業型イベントが苦手な人、など、本当の「サイレントマジョリティー」が関われないやり方だった。

(実際、往復を含め5時間もかかり、その中でも何度も席を変えさせられ疲弊した。)

・当該地域の近くで、「誰でも」、再開発の懸念事項が解消されるまでとことん、何回でも「普通の話し合い」をしなければいけないと思う。

・今回の遊びのようなやり方では、間違った発言も修正する機会はなく、個々の問題追及が深められない。

例えば、「エリマネを民間に任せたくない」という意見が複数あったが、深められなかった。

・わちゃわちゃして発表させたものをあたかも多くの住民から出たアイデアのように提示されると、二番町計画の最初の「住民を代表していない町会長が、盆踊り広場があれば高くしてもいい」と言ったことが独り歩きしてその後の地区の分断につながったことの繰り返しになる。

・このような会が「前向きな話し合いの場」と標榜され、二番町再開発計画の与件整理・基本計画に加えられることはやめてもらいたい。

自己紹介時にも伝えたが、東京都千代田区で13年勤務しながら番町地区の事については全く知らなくても自らの提案を受け入れてくれる所

Q4：ワールドカフェの全体共有の中で、特に印象に残った意見や内容をお教えてください。

・番町の歴史の共有

・日テレ問題以外にも新旧住民の交流や、バリアフリー、子どもの遊び場の不足など、問題が山積していることに驚きました。

・番町のイメージを固めていく必要がある。

→どんな街にしていきたいのか？

「こうなってほしくない」の共有はできそう！それを共有して、今後どうしていくと良いのか考えられるといいよね！

具体的ではあるが、銭湯がそんなに人気なのか？

安心安全に暮らせる街＝広い遊歩道を作る、自動車スピードの制限、建物（高さ、色、建材 etc）のルールブック作り

都計審で対立していた本人のお話を聞いたこと

静けさ、にぎわいいらない

コミュニケーションを取りたい方（町会活動の参加等）が多くいらしたのが驚いた。
情報の共有、発信方法
個人的には銭湯のあるまちをあげたが、他にも同じような考えのある方がいて新鮮だった
・時間が細切れの印象あり。 ・でも面白かったです。 ・盛り沢山の内容で、半日に詰め込み過ぎだったのでは？
町会に入りたい人が多い。町会を運営している方々の工夫。
意見は違えど番町を好き、良くしていきたいという思いは同じであるということ
歩行空間の拡充
検討する時間が短い
番町に長年住んでいる方々がだいたい私と同じような価値観を持たれているとわかったこと。単純に普段出会うことが難しい世代のご近所の方とお会いして話せたことだけでも新鮮で貴重な体験だった。
イベントやお知らせ etc の情報共有が足りない所（ホームページなどに載らず自らで調べたりと負担も生じる為、後々になってからこういう情報があったとのケースも多々ある）

Q5：チェックアウト（Good & New）の中で、特に印象に残った意見や内容をお教えてください。

・子供の遊び場、特にボール遊びの深刻な不足 ・銭湯を求めている方の多さ ・広報紙や町会が、まだまだ十分に機能していないこと
“番町を教える会”
「参加者は皆、番町が好き！」ということが分かった。
具体的になった場合は、どのように整理していくか
皆、番町を愛していること
若い方の意見も聞くことが出来て良かった。
知らなかった意見を知れた
オープンザフューチャー・バイ・アートに賛同を得た
コミュニティの場、町会ともっとつながりたい、など町会の役割の重要性を認識できた。
Good：子どものための広場や、住人の憩いの場を皆欲していることを知れた。皆とにかく番町が好きと知れた。
New：町会があるということ。
番町が好き＋コミュニティ、コミュニケーション→エリアマネジメントは住民でできる
皆様の新しい発見が各々あったことが印象的でした。
前向きな発言が多く素晴らしい
「絶対あってはいけないこと」というトピックで、こうなってほしくないというビジョンがグループ全員で一致したこと（港区の〇〇ヒルズ群を代表する、どこにでもあるような金太郎飴的開発だけはやめてもらいたい！）

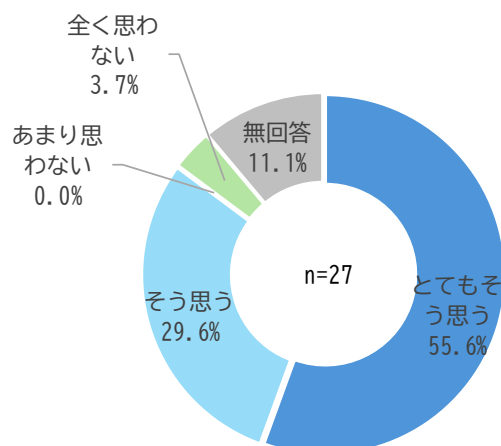
・グループワークの段階で「番町は学校が多いので、運動会、学園祭で年20回くらい、大きな音がする。
文教地区なので、我々はそれは受け入れている。それ以上のイベントの騒音は勘弁してほしい」との話があったが、他のメンバーが番町を知らないので、発表に盛り込めなかったとのことを聞いた。

Q6：シンポジウムの参加前と参加後で、変わったことがあれば教えてください。

・番町を好きな人が多い。
・自分と同意見の方が多くことに気づけた →住民の想いはほぼ同じなのでは？
日テレ再開発への想いがある方が予想以上に多いことが分かった。一方、町会とは限らないコミュニケーションの場を求めている方が多いことも分かった。
意見の対立を大きくしない方法として良かった。今後も話し合っていくことが必要
明確になった
番町にはまだまだ未来があり、期待できる
今後の地域活動の参考になりました。
区役所にも変化の兆し？嬉しいです。
街をつくるということを主体的に考えることができ、より身近に番町を感じられた。
よりこの地域に愛着が沸いた。
番町愛が深かった
もっと地域の人と出会い、対話し、意思表示をして、番町の未来に関わっていきたいと思った。
千代田区番町周辺を自らの足で散策して目で見えて確かめたいと思えるようになる。（場所 でいうと市ヶ谷辺りだと分かり、電車の乗り換えはあるが具体的な所までは行っていない）⇒参加前は自分が番町地区の事で考えている事のみを考えていたが、番町地区全域について深く考えられるようになったという点です。

Q7-1：今回のように、多様なメンバーと意見交換を行う場が番町地区に必要と感じましたか。

		回答数	割合
1	とても思う	15	55.6%
2	そう思う	8	29.6%
3	あまり思わない	0	0.0%
4	全く思わない	1	3.7%
5	無回答	3	11.1%
計		27	100.0%



Q7-2：そのように感じた理由

コミュニケーションと情報公開が不足している。
町会だと情報が来ない。一部の人でない、住民も勤務者も学生も一緒に意見交換ができれば良い
会ってみることは大切
楽しかったです
若い人が少なすぎる。子ども（小学生であっても）聞いてみると良い
いろいろな意見が聞けるため
情報共有、伝達が圧倒的に不足していると感じた。
従来からの住民の方と新しく転入された方々との交流が必要
皆さんがそう発言されていた為
私の世代だと、番町小時代は越境通学の同級生がほとんどだったので、意外とご近所さんをあまり知らない。話してみると共通の知り合いもいたりして楽しかった。また新たに番町に引っ越された方にも（興味があれば）ここはこんな歴史がありますよ、こんな土地柄ですよと共有して、一緒に地域をよりよいものにしていきたいと思った。
年に1回だけでなく、月1回開催する方が変化が見られる。

- ・地域に暮らしている者、経緯をよく知る者以外がイメージでものを言うのはよくない。無責任で、話が散乱する。
 - ・「このような会に慣れている者」「ワークショップや発信が好きな者」が集まり、言ったことが独り歩きしたり、行政や事業者都合のよいことが切り取られていくことのほうが怖い。
 - ・「非常に込み入った地域の問題」を知らないコーディネーター（ご本人がそうおっしゃっていた）に任せるのではなく、責任ある者が矢面に立ち、地域の近くで、「誰でも」、再開発の懸念事項が解消されるまでとことん、何回でも「普通の話し合い」をする場を設けなければいけない。
 - ・「あったらいいもの」は具体的にあげられるが、「静けさを維持したい」は具体的にない。
- 静かな施設でも人は来てしまう。今回のような、誘導的な手法はやめてほしい。
- ・最近地域で行われた、「誰でも参加でき、事実確認を目的とし、質問内容を限定されず、行政から答えを聞ける説明会」とはまったく内容も危機感も違った。

Q8：Q7で「とてもそう思う」・「そう思う」とお答えした方にお伺いします。意見交換の方法について、ご意見があれば教えてください。

LINE、SNS、HP など
・是非参加者を変えて回を重ねていただきたい。 ・多くの住民は番町に愛着を持って住み、これからも住み続けたいと思っていることが改めて知り得て良かったです。
会の後、出た案に対して区としてどのように対応したか、次の会で報告してほしい。
このような場に出る人がある程度固定してしまうのでランダムに選んで招待通知を送る。
今回のような場はとても良かったです、具体的に次に進める方法に着手していただけると嬉しいです。
今回のやり方で良い
みんなで話すことは色々な面でプラスとなるため
こういったシンポジウムももちろん有効だと思うが、それなりの熱量がある人しか参加しないと思う。 やはり当日も多く意見があがったように、町会をもっとフランクに参加しやすいものにする。私も一応町会に入っているが、予算についての会合くらいしか集会がないため、未だに参加したことはない。また連絡方法も手紙に限られているため、やりとりしづらい。メールや SNS を活用してほしい。 一番町から六番町までであるが、小さな規模で各々活動するのは労力も時間ももったいないと思うので、全町会いっしょくたにした「番町会」、それがむりでもせめて二つくらいに合体できないものかと思う。
今回、円形方式で開催したが、大学の授業みたいにボードを使用したり、「パネルディスカッション」を活用する事でより深く意見が出てくると感じます。

Q9：今回のシンポジウムを踏まえ、改めて思い描く番町地域の将来像などがあればお教えください。

放っておけば番町は自然に住宅街の様相を減らし、繁華街化する。昼間人口を抑える努力を怠れば、特徴のない街になってしまうと危惧する。
・老人から子どもまで、誰もが安心安全に暮らせる街 ・バリアフリー化→老人、子ども、障害者も安心して暮らせる ・電柱の地中化→防災
住民も勤務者も学生も参加して、ゆるやかなつながりを持つエリア
丁寧な意見調整
静かで落ち着いたある上品な町、緑と水と広い空のある町
あきらめないで、将来世代のことも考えたまちづくりを追求していきたい。
今回の内容のフィードバックをメールやHPなどをお願いしたい。
・落ち着いた安心して住めるまち。何よりも住環境の保持 ・都市マスに沿ったまちづくりを大切にしていきたいです
住民が安心して暮らせる街を維持してほしい。参加してみてとても良かったです！
もともと住んでいる方も新しく住民になった方も、日テレも全ての人がこの街に住んで、この街で事業をやっていて良かったと思える地域に。
日テレ跡地は千代田区が潤沢にある資金 1400 億円を元買い取ってくれたらいいのにと思っていました。
・夜間人口が増えているのに、そのためにという名目で昼間人口をふやすという、非論理的なまちづくりが横行する。 ・作為的、誘導的な話し合いの会が持たれ、一方向に誘導され、住宅用途地域が商業用途地域に変更され、それを前例にして、次々に日テレ風の超高層ビルを中心とした再開発地ができ、「番町らしさがなくなる」ことが想像された。 ・「日テレの再開発で駅構内がバリアフリーになるわけではなく、依然として地下鉄ホームから改札まで階段でしか上がれないところ残り、障害のある方や、心肺の弱い方は番町口が使えない」「超高層下で、ビル風が吹き、日陰になる、今の番町の森とは違う広場になる」、ことにビルができてから気づくことになってしまう。 ・エリアマネジメントを日テレ関係の企業が請け負うと、なんでもありになってしまう。テナントを維持するためにどうしても集客が図られ、わざわざここでやる必要のないイベント（すでに行われている）が行われ、繁華街化する。 ・テナントなどの希望を言っても根付くとは限らない。都心の再開発ビルで見られるゴースタウン化や、無理な誘致で変なテナントに入れ替わる可能性もある。賃料を無理に下げると、周りのビルが空洞化する。（すでにビルは埋まりにくくなっている） ・都会人の利便性に合わせると営業時間も遅くなる。 ・あれもこれも盛り込まれ、緊急時に細い道路でも交通の身動きがとれなくなる街。 ・異論を封じ、最後の設計段階まで気を持たせるようなやり方では、本当に、都計審会長が都計審でおっしゃった「双方にとって不幸な結果に終わる」、そういう街になると思った。

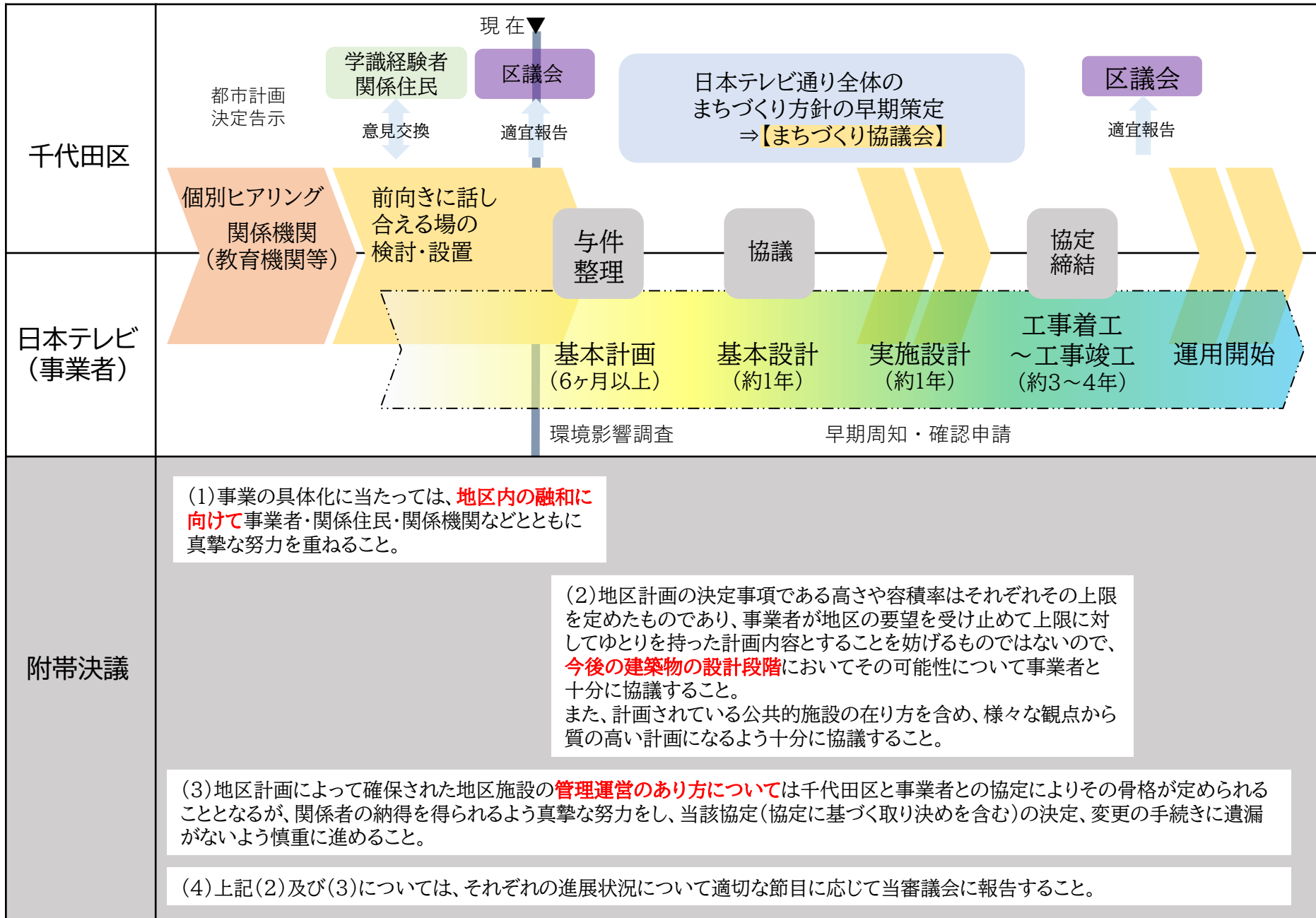
番町の歴史や誇り、独自性を次世代に残すような再開発をしてほしい。具体的には、再開発ビルの外観を周囲に合わせる。ガラスの塊ではなく、レンガやタイルのような伝統的な素材、もしくはその代替素材を使う等。テナントも精査して、地域に役立つ物にしてほしい。新旧の住民がお互いを尊重できる出会いの場になってほしい。またせっかく今回のシンポジウムでいろいろな意見が出、そのなかには参加者の多くが賛成した意見もあったのだから、区側・日テレ側としてはこの機会を単なるガス抜きとせず、民意として真剣に受けとめてもらいたい。

少子高齢化が進んでいる現代社会の中で、①子供達が安心して遊べる施設の整備（スポーツが出来る環境を作る為にバスケットゴールを多く設置する）+②千代田区ホームページを活用する（イベント事を掲載して地域住民との連携を図っていく）+③歩行者専用道路を拡充する

今回シンポジウムに参加して番町地区は再開発が凄に進んでいると感じた。流れに合わせた情報共有がより大事になると思いました。

二番町計画の検討ステップ

環境まちづくり部資料4-5
令和7年3月25日



外神田一丁目南部地区について

環境まちづくり部 資料5
令和7年3月25日

(1) 事業決定・組合設立に向けた検討フロー（概略）

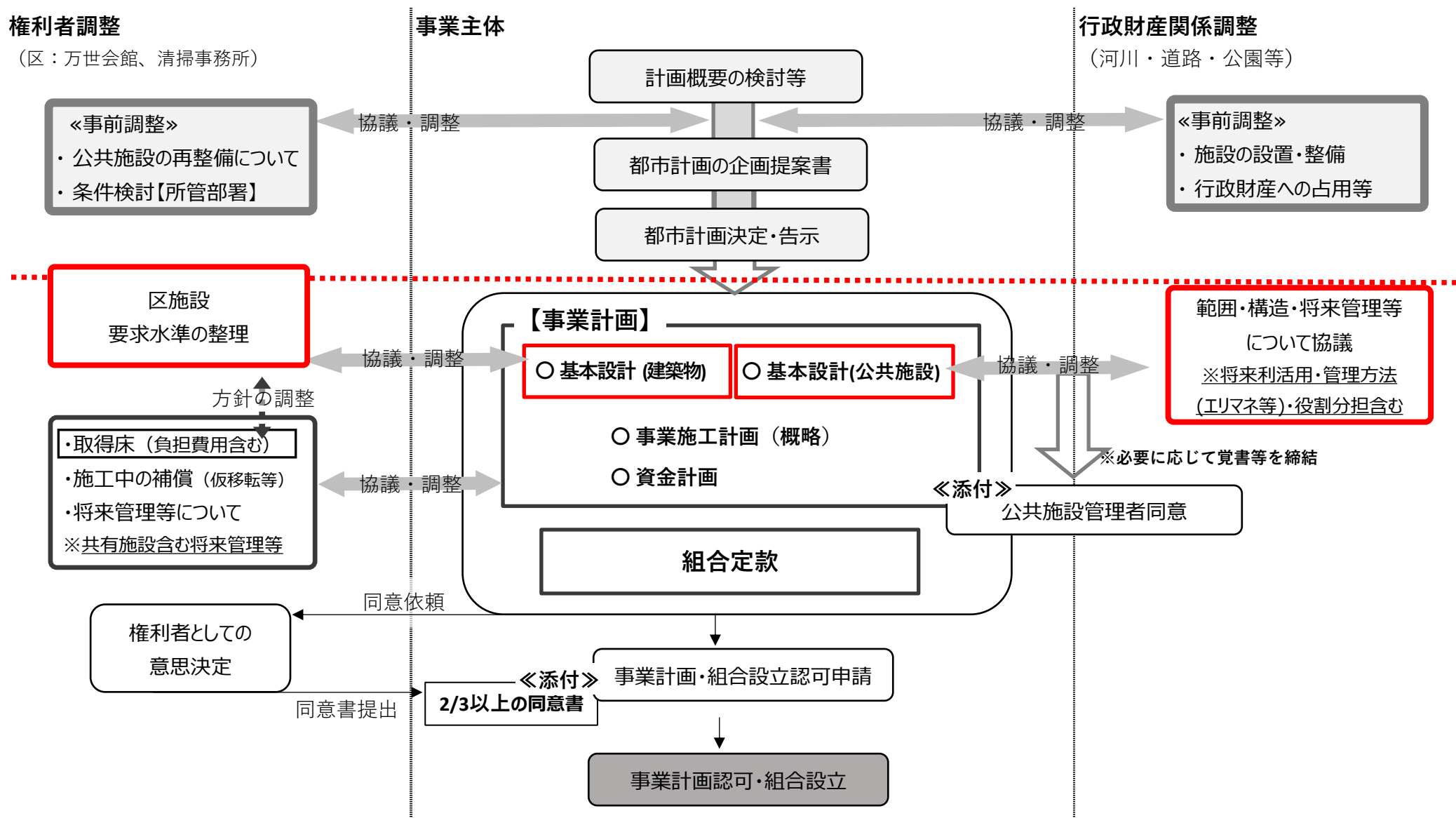
権利者調整

(区：万世会館、清掃事務所)

事業主体

行政財産関係調整

(河川・道路・公園等)



☆将来管理の枠組み（組織（エリマネなど）・役割・費用負担等）について、
まちづくり・管理者・権利者それぞれの立場で合意

(2) 防災船着場に関する位置付け

防災船着場整備に係るしゅれ街上の位置づけ		防災船着場の整備主体
<位置付け> ・まちの課題： 神田川や橋、鉄道高架等の地域資源に恵まれながら、その魅力を十分にいかせるオープンスペースが少なく、多くの観光客を受け入れる憩い空間や緑の環境も不足 ・整備の目標： 川沿いに整備する広場や防災船着場により、災害時においても安全・安心なまちを目指す。 ・広場の整備： 神田川沿いの水辺をいかした潤いの空間を確保するため、国道 17 号と神田川沿いに開かれた親水広場と防災船着場を整備する。 防災船着場の整備と併せて、水辺へ開かれた眺望や親水性のある護岸改良等、開放的な水辺のオープンスペースの確保を行う。	<容積割増等の整理> ・神田川沿いに防災船着場と一体となった親水広場の整備 (800 m²以上) ・親水広場と一体となった防災船着場と護岸の整備 ・神田川沿いに親水歩行者動線の整備 (250 m²以上)	再開発準備組合

外神田一丁目南部地区について
(区有施設を含む市街地再開発事業の手続きの流れ)

環境まちづくり部 資料 1-2
令和 6 年 3 月 6 日

参考資料
令和 7 年 3 月 25 日

参考資料
令和 6 年 2 月 26 日

事業方針検討

都市計画

事業計画検討

権利変換計画検討

工事・事業完了

東京都

千代田区

千代田区

準備組合

区議会

計画概要の検討等
基本計画・・・施設規模・
ボリューム検討
・条件整理
・全体計画・施設計画案
・資金計画（超概算）等

再開発事業参画への
方向性確認

【都市計画法第16条】

原案の作成

所管部署での条件検討

【都市計画法第17条】

案の作成

都市計画審議会
(審議)

都市計画決定・告示
(地区計画)

【都市計画法第19条】

東京都への協議

(都市計画決定後～組合設立)

要求水準書を基に整備
内容をブラッシュアップ

区施設
条件の整理

協議・調整

都市計画決定・告示
(再開発事業)

▼現在

▼条件等の提示①

(都市計画決定から1年～1年半後を目標)

■権利変換条件(概略)の提示 および 区有施設の機能配置等の提示

条件確定

事業計画の検討
基本設計・・・概略設計
・設計概要、設計図
・事業施行期間
・資金計画(概算)等

基本設計の深度化を通じて
■建築コスト圧縮の検討
■事業計画の見直しを実施

事業計画の作成

地区計画の整備計画(容積率・高さ・壁面の
位置の制限等)を担保するための条例化

建築条例
審査

議決・告示

区から区有施設の要望を踏まえ
た配置設計図作成・検討

同意書の提出

同意の依頼

同意の回答

(經由)

認可

事業計画・組合設立
認可申請

所有者及び借地権者の2/3以上の同意
宅地面積及び借地面積の2/3以上の同意

事業計画認可
再開発組合設立

議案の提出

廃道手続き

まちづくり上、区道が必要ない
ことを確認・審査

廃道議案
審査

議決・廃止

提示された従前・従後価額を受け
他の地権者と公平・公正か確認。
必要な床を確保するために増床す
るか、逆に一部転出するか等検討

区取得床
価額条件の整理

協議・調整

権利変換計画の検討
・実施設計・・・詳細設計
・土地調査・物件調査
・権利変換計画概要
・権利変換基準
・損失補償基準 等

不動産鑑定士による評価
・従前資産評価
・従後資産評価
※評価基準日における評価

権利変換計画の作成

※実施設計を通じて
建築コスト圧縮の
検討を継続実施

■審査委員による
公平・公正性のチェック
・権利変換基準
・権利変換計画(認可申請)
・意見書対応

・「審査委員」の同意
・「総会」の議決

同意書の提出

同意の依頼

同意の回答

(經由)

認可

権利変換計画認可申請

権利変換計画認可

工事発注～竣工

施設引き渡し

(經由)

認可

組合解散～清算

区より適宜情報提供・報告を受け調査(区議会)